

市民と協働した都市経営の実現を目指して

# 湖南省行政改革行動計画

平成20年(2008年)12月

湖 南 市

はじめに

地方自治体を取り巻く状況は、景気の低迷による税収の落ち込みに伴う財政の悪化、急速な少子・高齢化の進行など、一段と厳しさを増しています。

こうした中、国の行政改革では、簡素で効率的な「小さな政府」を目指し、地方分権改革による地方への権限移譲を進めるなど、基礎自治体としての自立を促しています。

今後、市町村においては、国および都道府県の指導による画一的な行政運営ではなく、地域の自己決定・自己責任による自律した自治体経営が求められるとともに、地域の特性を生かした創意工夫による住民主体のまちづくりへの取り組みが必要となります。

また、行政の果たすべき役割についても、民でできることは民にという基本方針により、民と官で公共を支えていくための様々な取り組みが求められています。

しかしながら、地方分権が進み、地域の特性を生かした個性豊かなまちを創造することができるようになってきた反面、三位一体の改革による補助金の削減、地方交付税の削減および税源移譲が行われ、自主財源の乏しい地域では、財政事情が厳しさを増しています。

このような状況の中で、湖南省を創造していくためには、私たちが危機意識と改革意欲を持って市民とともにまちづくりを進めていかなければなりません。そのためには、財政状況を分析し、選択と集中による事務事業の見直し、歳出全般の効率化を図るなど、財政構造の改善に努めるとともに、市民と情報を共有する開かれた行政を目指していくことが必要となります。

湖南省は、平成19年8月に策定した行政改革大綱を基本とした行政改革行動計画を策定しました。

この行動計画に基づき、全職員が一丸となって、行政改革を推進してまいりますが、計画を実現するためには、市民の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますので、市民の皆様に行動計画を公表し、市民と行政が協働しながら改革に取り組んでまいりたいと存じます。

行政改革の推進にあたり、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成20年12月

湖南省長 谷畑英吾

## 目 次

1	行動計画策定の趣旨等	1
2	行動計画の取組期間	1
3	行動計画の推進体制	1
4	行動計画の進行管理	1
5	本市における財政の健全化	1
(1)	本市の財政の状況	2
(2)	財政状況の分析と改革の目標	9
1)	財政状況の分析	9
2)	改革の目標と数値化	11
6	具体的施策の行動計画	14
第1章	開かれた市政と協働によるまちづくり	18
第2章	質の高い市民サービスの提供と効率的・効果的な行政運営の実現	26
第3章	公共施設の効率的・効果的な配置及び運営	34
第4章	地方分権時代を担う人材の育成	38
第5章	健全で効率的な財政運営の実現と経営基盤の確立	49
7	事務事業の見直しにおける具体的計画（事業仕分け・地域事業組成 外部評価事業）	62
参考資料	集中改革プラン対応表	79

## 1 行動計画策定の趣旨等

湖南省行政改革行動計画は、湖南省行政改革大綱に基づき策定します。本計画は、行政改革大綱を着実に推進するための行動計画であり、5つの柱を基本に実施項目ごとに具体的な取り組みを年次別にまとめ、数値目標や効果額等を設定し推進します。

平成18年3月に策定いたしました「湖南省集中改革プラン」は、本計画に取り入れ、推進します。

数値目標や効果額（財政効果）については、現在のところ検討段階の項目で積算ができないものや財政的に効果として積算が困難なものについては、明記していませんが、取り組みを進めていく中で積算が可能なものについては、明記していくこととします。

## 2 行動計画の取組期間

本計画の実施期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

## 3 行動計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市長を本部長とする「湖南省行政改革推進本部」を中心に、部長及び次長で構成する「湖南省行政改革推進本部幹事会」で議論を重ね、職員一人ひとりが改革の必要性和重要性を十分に認識し、一丸となって積極的に推進します。

## 4 行動計画の進行管理

本計画は、PDCAサイクル（計画(Plan)⇒実施(Do)⇒検証(Check)⇒改善(Action)）に基づいた進行管理を行政改革推進本部で行うとともに、市民や有識者からなる外部のチェック機関に対して、毎年度の取組状況を報告し、意見・提言を受けることとします。

また、広報紙やホームページを通じて市民にわかりやすく公表します。

## 5 本市における財政の健全化

財源配分の重点化を図るための総合計画の実現に向け、限られた財源を有効に活用できるように状況を十分に勘案し、「選択と集中」をより進めていくこととします。

さらに、平成18年度予算からは部局枠配分方式に変更し、経費の削減・合理化による健全化を一層進めるため、各部局に予算の要求から執行までを自らが決定し、責任を持って、事務事業の推進を図っていきます。

## (1) 本市の財政の状況

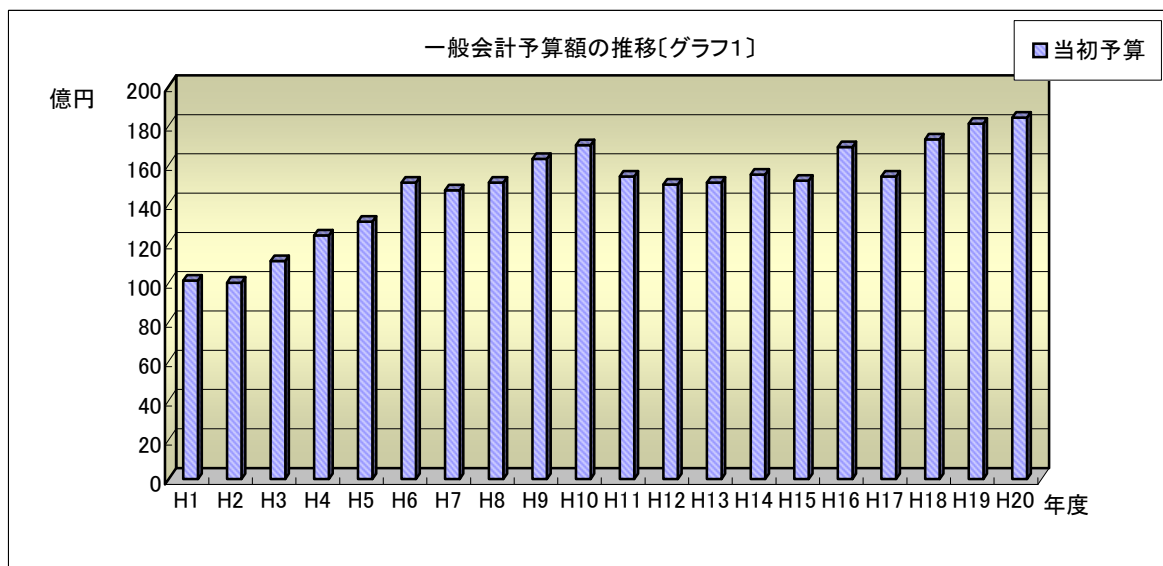
### ① 予算額の推移〔グラフ1〕

本市の一般会計の予算規模は、旧石部町は平成9年度まで、旧甲西町は平成10年度までは順調に増加し右肩上がりでありました。その後、特殊な事情がある年度を除いて合併後、平成17年度までは大きな建設事業もなく、ほぼ横ばいとなっていました。平成18年度から本格的に始まった合併関連事業により大きく伸びてきています。

平成6年度から平成11年度までについては、大型の公共事業や起債を活用した公共用地の先行取得のため大きく予算規模が増大しています。なお、平成16年度の当初予算については、約10億円が減税補てん債\*の借換のため、歳入歳出同額が計上されることにより、増加しています。

#### ※【減税補てん債】

個人市民税などの恒久的な減税によって、地方税の減収を補てんするために地方自治体が行う借入金の名称のことです。借り入れは、地方自治体が行いますが、その返済時には返済額全額が普通交付税に算入されます。

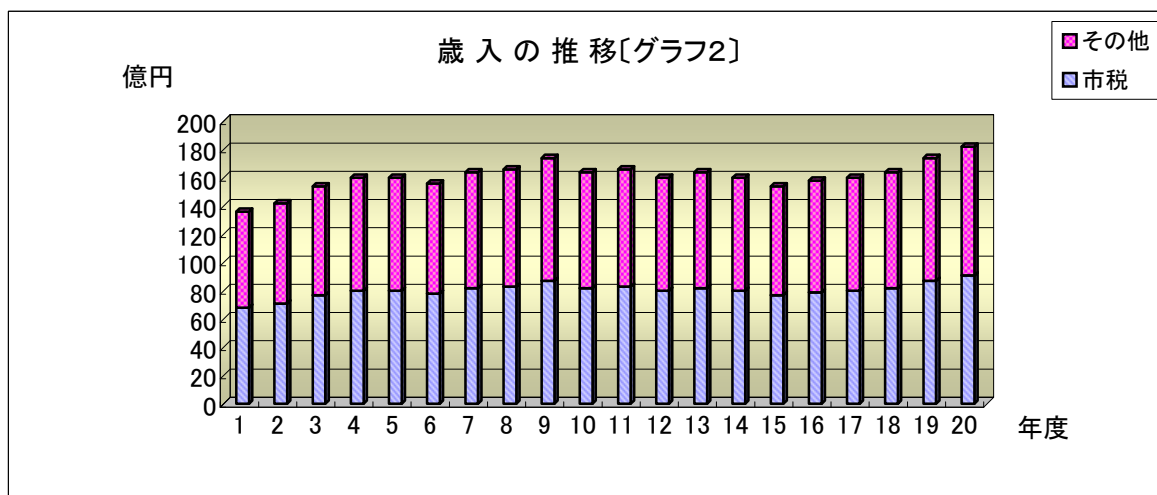


### ② 市 税〔グラフ2〕

本市の歳入の根幹をなす市税は、平成9年度をピークに年々減少してきましたが、平成16年度以後、「三位一体の改革\*」や税制改正及び景気の回復による法人関係税の伸びにより、回復基調となっています。平成19年度からは、所得税から住民税への税源移譲が実施され、大きく伸びています。

#### ※【三位一体の改革】

国庫補助金の廃止・縮減等の改革、地方交付税の改革、国から地方への税源移譲の3つの改革を行い、地方の裁量権を拡大して財政的な自立を促し、実効的な地方分権を推進することです。



### ③ 財政力指数〔グラフ3〕と自主財源〔グラフ4〕

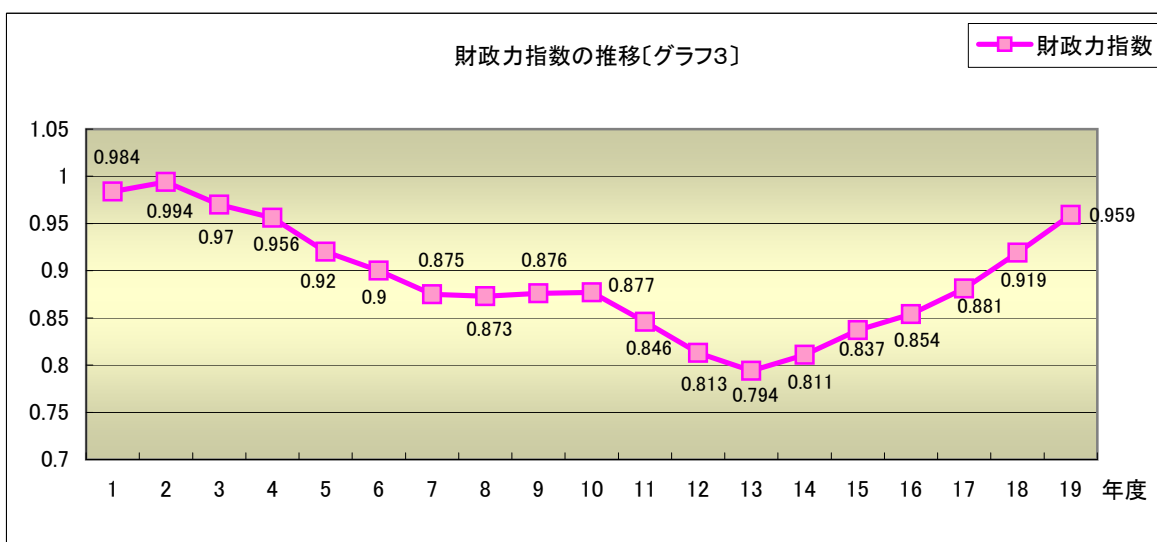
自治体の財政力を示す指標として普通交付税算定の際に算出される財政力指数\*があり、この財政力指数が1超の場合、その団体は財源に余裕があり、標準的な水準以上の行政を行う力があるとされ、1未満の場合には財源の不足を補うため、国から普通交付税が交付されます。

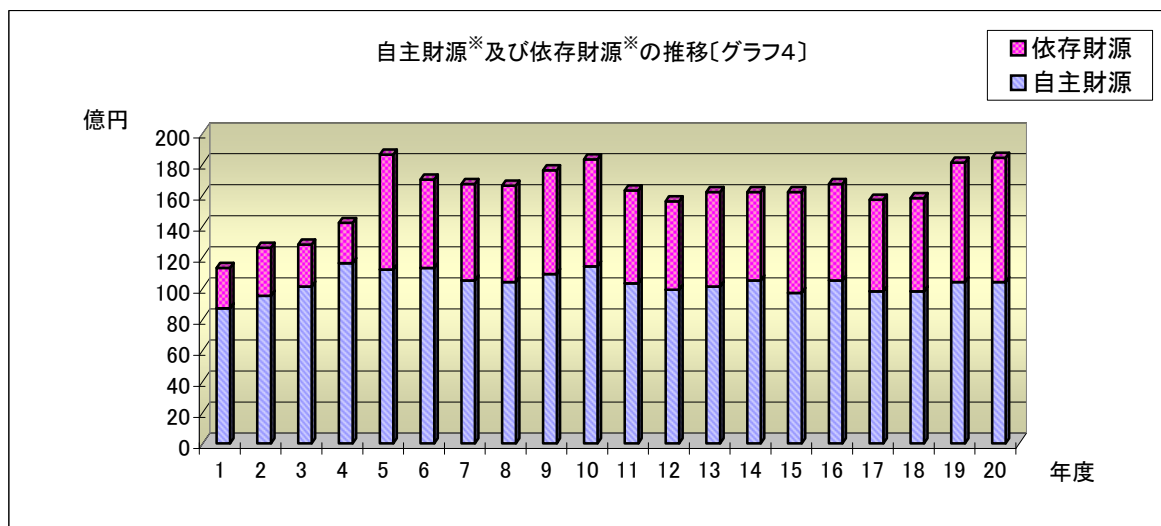
本市の場合、旧甲西町は平成4年度までは不交付団体でありましたが、平成5年度から交付団体となっています。旧石部町は以前から交付団体であり、ピーク時の平成12年度には2町で約19億9千万円の普通交付税が交付されましたが、平成16年度から本格的に実施された「三位一体の改革」により、交付税の削減が大幅に行われてきました。

また、自治体の行政活動の自主性と安定性を示す指標として自主財源比率がありますが、本市の場合、概ね60%を保っており、平成19年度では58%となっています。

※【財政力指数】

基準財政収入額を基準財政需要額で割って得た数値の過去3年間の平均値のことで、地方公共団体の財政に力があるかどうかを示す指標のことで。





※【自主財源】

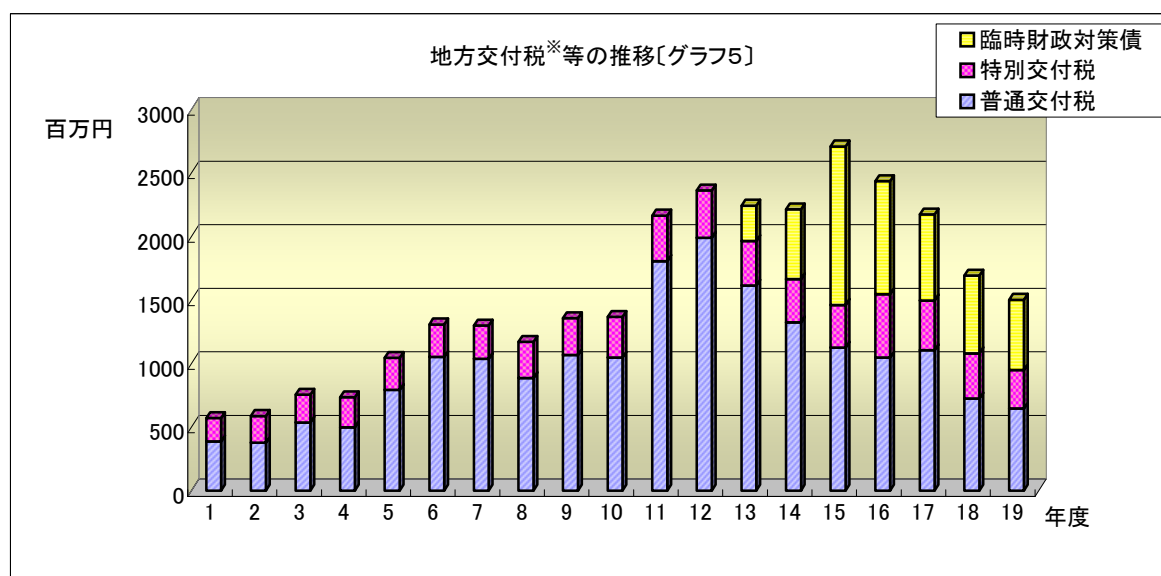
市が自主的に収入することができる財源のことをいいます。市税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれにあたります。この自主財源を歳入総額で割ったものが自主財源比率で、この割合が大きければ大きいほど自前の財源で自主的な財政運営ができることを示します。

※【依存財源】

自主的に収入することができない財源のことで、国庫補助金や市債など自主財源以外のものがこれにあたります。

④ 地方交付税〔グラフ5〕

旧甲西町は、平成4年度までは普通交付税の不交付団体でありましたが、平成5年度から交付団体となりました。旧2町においてピーク時の平成12年度には19億9千万円の交付税がありましたが、平成13年度以降、国の交付税の財源不足を補うため、臨時財政対策債<sup>※</sup>が導入されたことや国の三位一体の改革の推進に伴う交付税措置の見直しなどにより、平成19年度の交付額は6億4千6百万円まで減少しています。



※【臨時財政対策債】

普通交付税は元来、国税の一定額が交付されることになっていますが、地方自治体の行政サービスにかかる経費は増えており、国税では賅えず、不足分を国が借金をして地方自治体への交付税に充てていました。そこで平成13年度から、その借金を国と地方で折半することになり、不足分を埋めることになりました。その地方自治体が借り入れる地方債（借金）のことを臨時財政対策債といいます。

※【地方交付税】

財源の地域的な不均衡を是正し、すべての自治体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うことができるように、必要な財源を確保することを目的としているもので普通交付税<sup>※</sup>と特別交付税<sup>※</sup>があります。

※【普通交付税】

合理的な基準に基づき、自治体が妥当な水準の行政を行うために必要とする額（基準財政需要額<sup>※</sup>）と標準的に徴収が見込まれる税収入（基準財政収入額<sup>※</sup>）を算定し、収入が不足している場合、これを補うために国から交付されるものです。

※【特別交付税】

普通交付税の補完的な機能を果たすもので、普通交付税の算定にあたり反映することができなかった各自治体の特別な事情を考慮して交付されるものです。

※【基準財政需要額】

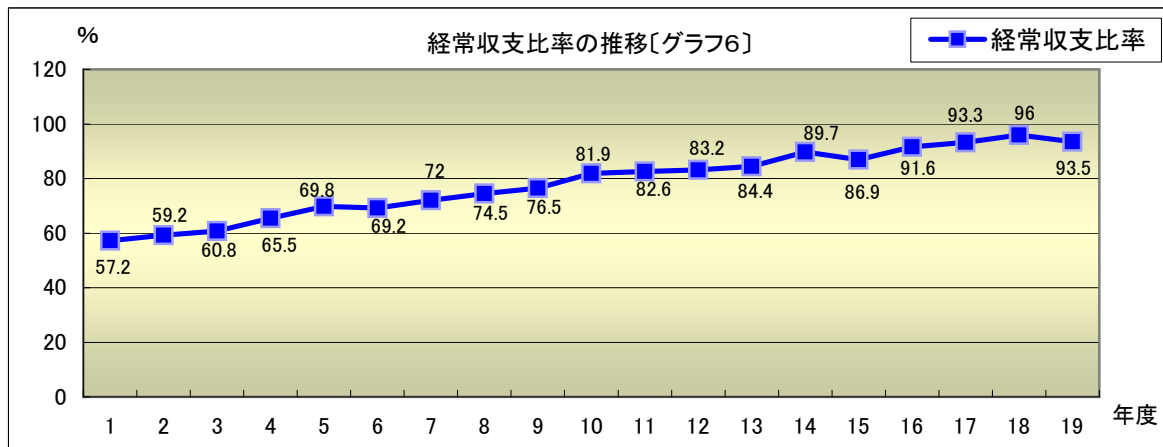
普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、または、施設を維持するための支出を一定の方法によって、合理的に算定した額をいいます。

※【基準財政収入額】

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる収入を一定の方法によって算定した額の合計をいいます。

⑤ 財政構造〔グラフ6〕

財政構造の弾力性を測る指標として経常収支比率がありますが、これは人件費<sup>※</sup>、扶助費<sup>※</sup>等の経常的な経費に地方税、地方交付税の経常一般財源の収入がどれだけ充てられているかを見るもので、都市にあっては従前は75%が適正されていました。本市の場合、年々悪化の一途をたどり、平成18年度には96%となっています。原因として、合併に伴う物件費<sup>※</sup>の一時的な増加や近年の福祉制度改正に伴う義務的経費の増嵩により、すべての団体でこうした傾向にあり、特に合併市町村では人件費や物件費が比率を高める傾向があります。



※【人件費】

議員の報酬、職員の給与などのことです。

※【扶助費】

高齢福祉、障がい者福祉、児童福祉などのため、社会保障制度の一環として支払われる経費のことです。

※【物件費】

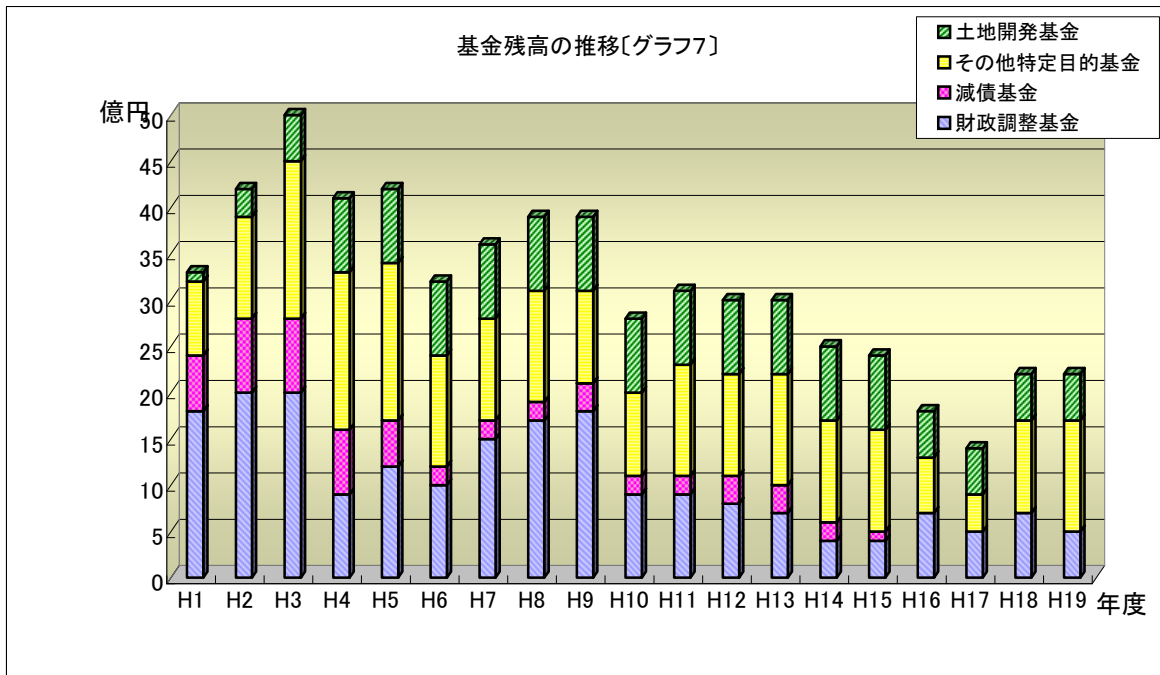
市の経費のうち、消費的性質を持つ経費のことです。

賃金、旅費、交際費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などが該当します。



⑥ 基金の状況〔グラフ7〕

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと定額の資金を運用するものの2種類があり、本市では現在17の基金が各々目的に応じて設置されています。特に財源不足などの対応に備える財政調整基金は、平成19年末の残高は約5億2千万円となっており、今後も一定額を確保していく必要があります。全体の基金残高は平成19年度末で約22億円と増加傾向となっていますが、合併特例債(借金)を活用した積み立てによるものです。



⑦ 義務的経費〔グラフ8〕

義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費\* のことで、支出が法令等により義務づけられている経費です。人件費は団体が存立する限り経常的に支出しなければならず、扶助費は、生活保護費\* をはじめ大部分が法令の規定に基づいて支出が義務づけられており、公債費は市債の償還に要する経費であり、いずれも任意に節減できない経費となっています。

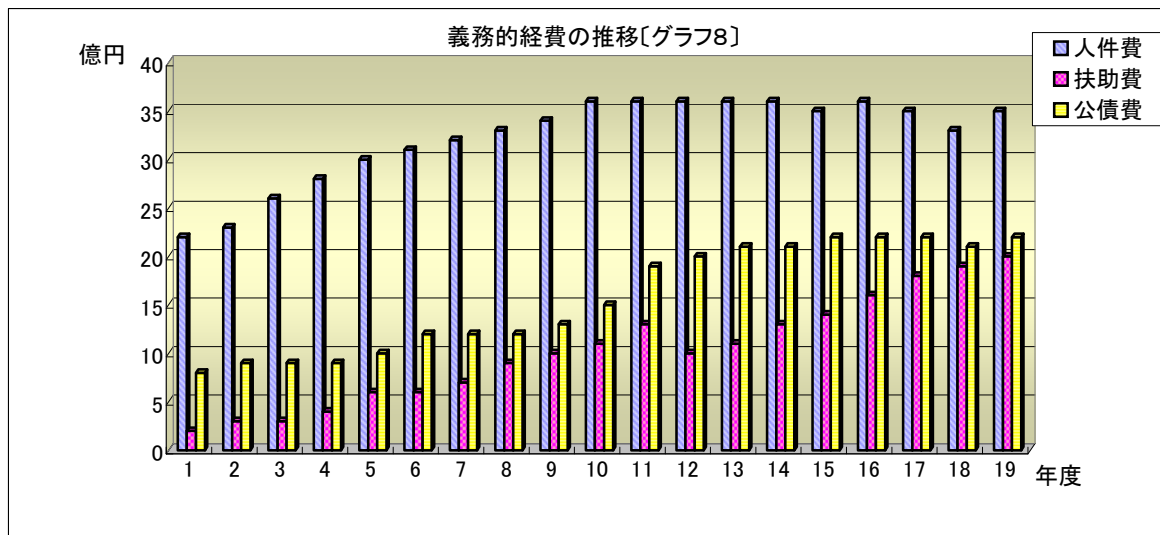
一般的に歳出全体に占める義務的経費の比率が低いほど財政は弾力性があり、高くなるほど硬直化しているといえます。本市の場合、元年度との比較で人件費は低下傾向にあるものの1.5倍、扶助費は合併で生活保護等の事務が市の事務になったことなどにより、9.0倍と急激な増加を示しており、公債費は2.63倍に増加しています。

※【公債費】

市債の元金の利子や一時借入金の利子を支払うための経費のことです。

※【生活保護費】

飲食費、衣料費、光熱水費など日常生活にかかる生活扶助が基本です。必要に応じて支給される住宅費(家賃)、医療費などを足した総額が最低生活費認定額となります。勤労、年金などの収入がある場合は、その分を差し引いて支給されます。



**⑧ 投資的経費〔グラフ9〕**

投資的経費とは、その支出が資本形成に向けられ、施設等がストックして将来に残るものに支出されることで、工事費や公有財産購入費などの普通建設事業費\*を指し、国の補助金を受けて行う補助事業と市単独(県補助を含む。)の経費で行う単独事業に分類されます。

また、近年は義務的経費やその他の経費(物件費、補助費\*等、維持補修費\*など)が年々増加しており、投資的経費が減少してきていますが、平成18年度から合併関連の事業により、増加に転じています。

※【普通建設事業費】

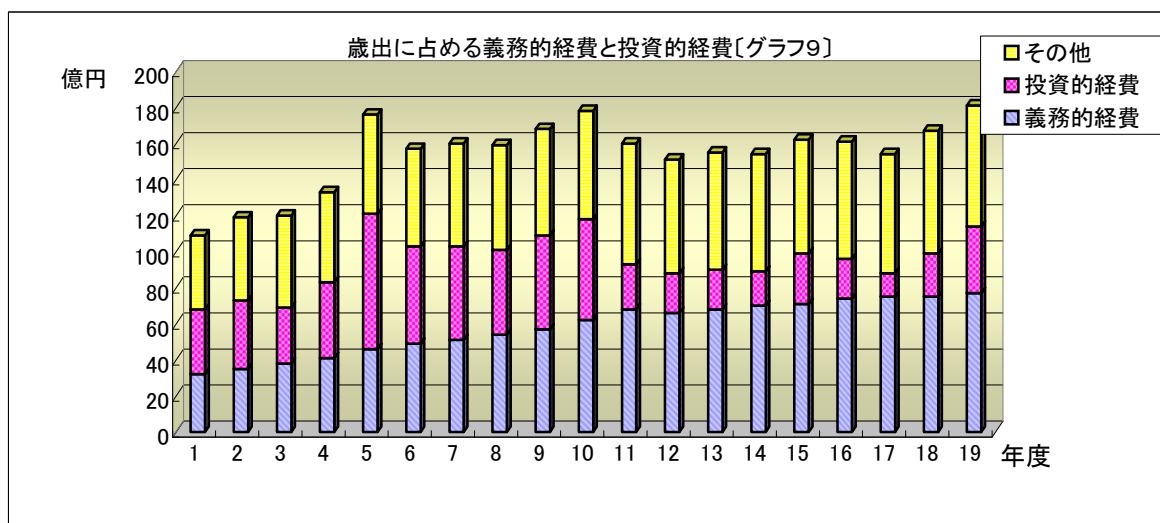
道路、公園等の社会資本整備や学校、スポーツ施設、庁舎等の公共施設整備を行うための投資的経費のことです。

※【補助費】

市から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合等)や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費のことです。主なものとして、講師謝礼金などの報償費、保険料などの役務費、負担金、補助金及び交付金(一般的な補助金)などが該当します。

※【維持補修費】

道路、公共施設などを管理するために必要な経費のことです。



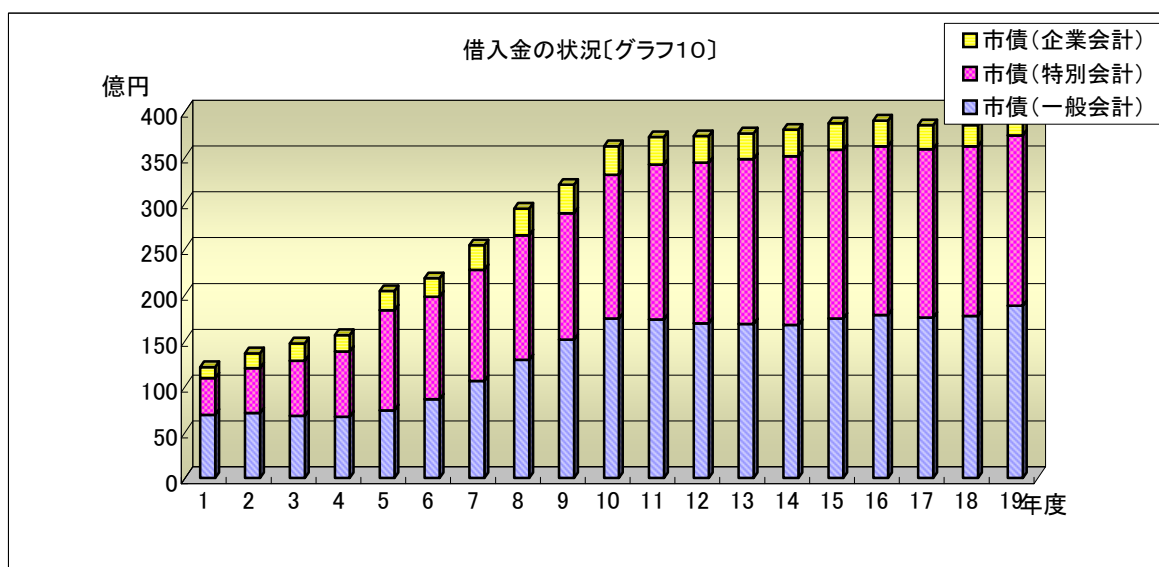
⑨ 借入金〔グラフ10〕

地方債（市債）は、自治体が財源調達を目的として行う「借金」であり、その返済が一会計年度を超えて行われるものを指します。

地方債の活用により「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の公平」を図ることができますが、翌年度以降において、その償還のための支出を義務づけられることになるため、過度に地方債に依存することは、将来の財政運営の健全性を損なうこととなり好ましくありません。

本市の場合、平成19年度末の市債残高は全会計で約398億円であり、元年度と比較すると3.3倍に増加しており、事業の推進の地方債、及び交付税の財源不足のため発行した臨時財政対策債が大きく影響しています。

今後は、合併関連事業等に借入金の増加が見込まれますが、事業の厳しい選択を行い、将来計画を見据えた借り入れとする必要があります。



## (2) 財政状況の分析と改革の目標

### 1) 財政状況の分析

#### ① 歳入

本市では、事業の見直しや経費節減を行うなど効率的な財政運営に努めていますが、除々に厳しさを増しています。国の「三位一体の改革」や県の「財政構造改革プログラム」により、大きく変化する状況を見ながら今後の財政状況を分析する必要があります。

まず、歳入面では柱となる市税のうち市民税は、景気は米国の金融危機に端を發した世界的な景気低迷により、今後、下落が予想されます。また、固定資産税についても土地価格の下落や家屋の評価替えによる評価額のダウンにより、平成17年度から減収となり横ばい、または減収と見込まれます。

地方交付税のうち普通交付税については、合併算定替えまでの平成26年度までは、これまでの額が交付されることとなりますが、三位一体の改革により、削減の傾向にあります。

地方債においては、合併特例債に重点を置いた事業を実施することにより、通常の起債はできるだけ抑制を行い、後年度に過大な負担が残ることのないよう留意する必要があります。

#### ② 歳出

特に義務的経費である人件費について合併の効果が顕著に現れてくるものの1つであり、計画的な人員配置により削減を行う必要があります。また、扶助費についても生活保護費などの事務が移譲されたことによる増嵩は避けることのできないものではありませんが、引き続き適正な執行に努める必要があります。

公債費・投資的費用については、合併特例債対象事業を中心に事業を行うことにより、起債の抑制を行い、公債費についてもできる限り削減を図る必要があります。対象になる事業としては、総合計画に掲げられている新市の一体性の早期確立を図るための事業を中心に行いますが、安心・安全の面から公共施設の耐震補強や新市の基盤整備等についても計画的に行っていく必要があります。

なお、財政調整基金については、これまで財源不足に対処するため多くの部分を取り崩したことにより、危機的な状況となっています。今後、健全な財務体質を確保することにより、標準財政規模の10%程度を積み立てることが必要です。

また、経常収支比率についても平成19年度において93.5%と財政の硬直化が構造的なものとなってきており、義務的経費の漸増傾向が避けられない状況となっています。今後は、事務の見直しなどにより一旦は低下するものの、施設の統廃合や運営方法の見直し、職員の定員管理を徹底し、財政の柔軟性を取り戻すことにより、真の市民サービスの向上に努める必要があります。

今後の財政状況の見込みについて(普通会計)

歳入

(単位:百万円)

区分	年度	平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 計画	平成21年度 計画	平成22年度 計画
市税		7,746	7,870	8,043	8,269	9,220	9,100	9,100	9,100
地方譲与税		183	290	379	626	189	190	190	190
利子割交付金		58	57	35	25	33	30	30	30
配当割交付金			10	15	24	31	29	29	29
株式等譲渡所得割交付金			10	24	23	20	20	20	20
地方消費税交付金		481	544	497	501	494	470	465	465
ゴルフ場利用税交付金		47	46	43	41	40	39	39	39
自動車取得税交付金		124	132	124	127	119	109	113	113
地方特例交付金		251	242	212	203	52	110	110	85
地方交付税		1,461	1,547	1,496	1,081	948	753	600	600
交通安全対策特別交付金		10	10	10	11	11	10	10	10
分担金及び負担金		351	359	349	340	332	350	350	350
使用料及び手数料		587	577	605	470	456	477	490	490
国庫支出金		1,244	902	1,100	936	1,342	1,412	1,200	1,000
県支出金		884	819	739	750	958	921	900	900
財産収入		52	47	38	68	42	46	20	20
寄附金		3	3	3	5	1	3	1	1
繰入金		268	828	517	81	283	169	50	50
繰越金		550	303	273	288	158	143	50	50
諸収入		344	206	268	223	265	280	300	300
地方債 (うち合併特例債)		2,057	1,765	1,164	1,651	2,492	3,736	3,385	2,740
歳入合計		16,701	16,567	15,934	15,743	17,486	18,397	17,452	16,582

歳出

(単位:百万円)

区分	年度	平成15年度 実績	平成16年度 実績	平成17年度 実績	平成18年度 実績	平成19年度 実績	平成20年度 計画	平成21年度 計画	平成22年度 計画
人件費		3,517	3,587	3,527	3,312	3,311	3,428	3,391	3,361
扶助費		1,405	1,592	1,816	1,851	1,952	2,034	2,000	2,000
公債費		2,164	2,179	2,148	2,134	2,268	2,331	3,253	2,538
小計		7,086	7,358	7,491	7,297	7,531	7,792	8,644	7,899
物件費		2,367	2,716	2,772	2,773	2,841	2,848	2,800	2,700
維持補修費		123	107	37	34	36	35	47	47
補助費等		2,271	2,239	2,214	1,921	2,012	2,059	2,050	2,000
繰出金		1,432	1,362	1,558	1,522	1,429	1,144	1,200	1,200
投資・出資・貸付金		71	78	41	44	32	35	32	32
積立金		37	20	20	578	363	510	134	4
小計		6,301	6,522	6,642	6,872	6,713	6,631	6,263	5,983
普通建設費		2,803	2,214	1,303	1,384	2,871	4,300	3,052	3,290
(うち合併特例事業)					872	1,680	2,989	2,172	1,248
小計		2,803	2,214	1,303	1,384	2,871	4,300	3,052	3,290
前年度繰上充用金						4			
歳出合計		16,190	16,094	15,436	15,553	17,119	18,723	17,959	17,172
差引額		511	473	498	190	367	▲ 326	▲ 507	▲ 590

H18から労働衛生センターが診療所事業(普通会計)から国保会計となる

## 2) 改革の目標と数値化

### ① 人件費の削減

平成18年度の33億1,200万円を平成22年度には31億7,000万円まで削減することを目標とします。

このためには、公務員制度改革などによる給与の適正化や手当の見直しに取り組み、人事評価制度を導入することで年功的な給与上昇を抑制するなど、人件費の削減に努めます。

人件費（普通会計ベース）		
平成18年度	→	平成22年度
33.1 億円	(▲1.4億円)	31.7 億円

### ② 職員数の削減

平成18年度の職員数497人を平成22年度には473人まで削減することを確実に達成し、さらに10%の削減を目標とします。

このためには、公共施設の見直し、民間委託の推進、事務事業の見直しなどを実施することにより、総業務量をスリム化することで職員数の削減に努めます。

職員数（全会計ベース）		
平成18年度	→	平成22年度
497 人	(▲ 24人)	473 人

### ③ 物件費の削減

平成18年度の27億7,300万円を平成22年度には27億万円まで削減することを目標とします。

このためには、事務事業の抜本的な見直しや効率的な職員配置と合わせて、光熱水費や通信運搬費等の事務的経費、施設の維持管理委託料などの経常経費の削減に努めます。

物件費（普通会計ベース）		
平成18年度	→	平成22年度
27.7 億円	(▲0.7億円)	27.0 億円

#### ④ 補助費等の見直し

平成18年度の19億2,100万円を平成22年度には18億4,000万円まで削減することを目標とします。

このためには、補助金等の交付基準を必要性、効果などの視点で見直すこととし、各種団体に対する補助金については補助金の目的等を明確にするとともに、収支の改善に努めます。

補助費等（普通会計ベース）		
平成18年度	→	平成22年度
19.2 億円	（▲0.8億円）	18.4 億円

#### ⑤ 扶助費の適正化

今後、対象者の増加が見込まれますが、平成18年度の18億5,100万円を平成22年度において20億円とすることを目標とします。

このためには、市の単独施策について、その効果と必要性を再検討するとともに、総合的な観点から見直しを行い、扶助費の適正化を進めます。

扶助費（普通会計ベース）		
平成18年度	→	平成22年度
18.5 億円	（+ 1.5億円）	20.0 億円

#### ⑥ 繰出金の削減

平成18年度の15億2,200万円を平成22年度において12億円まで削減することを目標とします。

このためには、各特別会計の経営の健全化、効率化をより一層推進し、特に企業会計について独立採算の原則を堅持するよう努めるとともに、繰出基準外の繰出金について削減を進めます。

繰出金（普通会計ベース）		
平成18年度	→	平成22年度
15.2 億円	（▲3.2億円）	12.0 億円

### ⑦ 市税徴収率の向上

平成18年度の市税徴収率98.1%（現年度分）を平成22年度において98.5%に引き上げること为目标とします。

このためには、納税者の利便性に配慮した納税環境を整備するとともに、組織的に未収金対策を強化するなど、早期納付、早期着手に向けた取り組みにより、市税徴収率の向上に努めます。

市 税 徴 収 率		
平成18年度	→	平成22年度
98.1 %	(+ 0.4%)	98.5 %

### ⑧ 地方債発行額の抑制

平成18年度の地方債発行額16億5,100万円を平成22年度での見込み額27億4,000万円（合併特例債を含む）を25億円とすることを目標とします。

合併特例債は、元利償還金の70%が普通交付税によって措置されるなど有利な財源ですが、将来に過度の負担とならないよう、その償還計画を十分検討した上で発行するものとし、その他の地方債についても、まちづくりに真に必要な事業に絞るなど規律ある発行に努めます。

地方債発行額（普通会計ベース）		
平成18年度	→	平成22年度
16.5 億円	(+8.5億円)	25.0 億円

実質公債費比率（普通会計ベース）		
平成18年度	→	平成22年度
15.1 %	(+ 1.4%)	16.5 %



## 6 具体的施策の行動計画

### 【個別計画の一覧】

#### 第1章 開かれた市政と協働によるまちづくり

##### 開かれた市政運営の推進

戦略的な広報・広聴活動	P19～P20
1. メール配信サービスの利用促進と効果的な活用	P19
2. パブリックコメント制度の実施	P19
3. ホームページの充実	P20
4. 市役所出前講座の実施	P20
公正の確保と透明性の向上	P21
5. 住民情報システムのセキュリティ対策	P21
審議会などの公開と市民参画の推進	P21
6. 審議会等の公開による透明性の向上	P21
7. 市民参画の推進	P21

##### 市民・地域などとの協働によるまちづくりの推進

まちづくり基本条例の制定	P22
8. 自治基本条例の制定	P22
市民・地域と行政の協働によるまちづくりの推進	P22～P23
9. 職員研修による協働意識の向上	P22
10. 市民協働促進プラン（仮称）の策定	P23
まちづくり協議会の設置	P23
11. まちづくり協議会の設置	P23
自治振興交付金制度の創設	P24
12. 地域まちづくり交付金制度の創設	P24
NPO・ボランティア団体の育成・支援	P24～P25
13. まちづくりフォーラムの実施	P24
14. 地域活動リーダーの養成	P24
15. まちづくり市民活動補助事業の継続	P25
16. まちづくり市民活動拠点の整備	P25

#### 第2章 質の高い市民サービスの提供と効率的・効果的な行政運営の実現

##### 市民サービスの向上

窓口業務のサービスの向上	P27～P28
17. 戸籍データの電算化	P27
18. 各種証明書を発行する自動交付機の導入	P27
19. 外国人への通訳者の配置	P27
20. 市役所のユニバーサルデザイン化	P28

21. 窓口対応研修の実施	.....	P28
効率的な窓口サービスの推進	.....	P29
22. 相談窓口や申請交付におけるワンストップサービスの実現	.....	P29
電子自治体の推進	.....	P29
23. 地域情報化計画の策定	.....	P29
事務事業の抜本的な見直し	.....	P30
24. 事務事業の見直し	.....	P30
公共事業整備計画の見直し	.....	P30
25. 下水道整備計画の見直し	.....	P30
26. 道路整備計画の作成	.....	P30
市民志向・成果重視の行政運営		
地方分権に依る組織・機構の整備	.....	P31
27. 総合型組織機構の整備	.....	P31
グループ制の活用	.....	P31
28. グループ制の活用	.....	P31
行政評価システムの導入	.....	P32～P33
29. 行政評価システム(統合型経営マネジメントシステム)の導入	.....	P32
30. 外部評価制度の導入	.....	P33
目標管理手法の積極的活用	.....	P33
31. 目標管理手法の活用	.....	P33
第3章 公共施設の効率的・効果的な配置及び運営		
公共施設の見直しの必要性		
見直しの方針	.....	P35
32. 民間活力を導入した幼保一体化の推進	.....	P35
公共施設のあり方及び管理運営の見直しに関する基本的な考え方		
効率性・有効性の観点による見直し	.....	P35～P36
33. 公の施設の効率的・効果的な運営の推進	.....	P35
34. 指定管理者制度の積極的な活用	.....	P36
35. 民間アウトソーシングの実施	.....	P36
施設及び組織の検証		
36. 公共施設のあり方を見直し	.....	P37
外郭団体の見直しなど		
37. 外郭団体等を見直し	.....	P37

## 第4章 地方分権時代を担う人材の育成

### 職員の意識改革と人材育成の推進

人材育成の積極的推進	P39
38. 人材育成基本方針の策定	P39
39. 人材育成の推進	P39
政策形成能力の向上	P40
40. 政策形成能力の向上	P40
41. 自主政策研究活動の支援	P40
積極的な人事交流の実施	P40～P41
42. 国・県等への職員の派遣	P40
43. 民間への職員派遣	P41
44. 外部からの職員受け入れ	P41
モラルの一層の向上・倫理意識の徹底	P42～P43
45. 職員公益通報制度の創設	P42
46. 職員の交通事故防止対策の強化	P42
47. 法令遵守チェック体制の強化	P43
職員の健康管理の充実	P43～P44
48. 職員の健康管理の推進	P43
49. メンタルヘルス対策の推進	P44

### 人事制度の効果的な運用

適正な定員管理	P45
50. 定員の計画的な削減	P45
専門職や民間経験者の採用	P45～P46
51. 民間からの人材確保	P45
52. 任期付職員採用制度の導入	P46
給与制度の適正化	P46～P47
53. 給与の適正化	P46
54. 特殊勤務手当の見直し	P47
職員の意欲や能力に基づいたキャリア形成	P47
55. 若手登用制度の構築	P47
人事評価制度の導入	P48
56. 人事評価制度の導入	P48
部局人事の推進	P48
57. 部局人事の推進	P48

## 第5章 健全で効率的な財政運営の実現と経営基盤の確立

### 健全な財政運営に向けて

部局枠予算編成の実施	P50
58. 部局枠予算編成の実施	P50
中期財政計画の確実な推進	P50～P52
59. 中期財政計画の策定と推進	P50
60. 経常収支比率の低減	P51
61. 上水道事業の経営健全化	P51
62. 下水道事業の経営健全化	P52
地方債発行の戦略対応	P53
63. 公債費の抑制	P53
財政調整基金の安定額確保	P54
64. 財政調整基金の確保	P54
市民にとって分かりやすい財政状況の公表	P54
65. 財政状況の公表	P54
バランスシート及び行政コスト計算書の作成・公表	P55
66. 総合的な財政分析の実施	P55

### 財源の確保の徹底

使用料及び手数料の適正化・統一化	P56
67. 使用料及び手数料等の適正化・統一化	P56
市有財産の有効活用と新たな財源の確保	P56～P57
68. 市有財産の有効活用	P56
69. 広報こなん、市のホームページへの有料広告掲載（募集）	P57
企業誘致及び規制緩和などによる産業活性化による財源確保	P57
70. 都市計画マスタープランの策定	P57
収納対策の充実強化	P58
71. 未収金対策の強化	P58

### 効率的な歳出

各種事業の経費節減	P59
72. 情報インフラ整備	P59
73. 情報システム調達の適正化	P59
ゼロベースでの各種補助金の抜本的な見直し	P60
74. 補助金等の整理合理化	P60
入札制度改革による競争性の拡大と公共工事のコスト縮減	P60～P61
75. 入札・契約事務の適正化	P60
76. 公共工事のコスト縮減計画の策定	P61

# 第1章 開かれた市政と協働によるまちづくり

## 開かれた市政運営の推進

### 戦略的な広報・広聴活動

- 1 メール配信サービスの利用促進と効果的な活用
- 2 パブリックコメント制度の実施
- 3 ホームページの充実
- 4 市役所出前講座の実施

### 公正の確保と透明性の向上

- 5 住民情報システムのセキュリティ対策

### 審議会などの公開と市民参画の推進

- 6 審議会等の公開による透明性の向上
- 7 市民参画の推進

## 市民・地域などとの協働によるまちづくりの推進

### まちづくり基本条例の制定

- 8 自治基本条例の制定

### 市民・地域と行政の協働によるまちづくりの推進

- 9 職員研修による協働意識の向上
- 10 市民協働促進プラン（仮称）の策定

### まちづくり協議会の設置

- 11 まちづくり協議会の設置

### 自治振興交付金制度の創設

- 12 地域まちづくり交付金制度の創設

### NPO・ボランティア団体の育成・支援

- 13 まちづくりフォーラムの実施
- 14 地域活動リーダーの養成
- 15 まちづくり市民活動補助事業の継続
- 16 まちづくり市民活動拠点の整備

■開かれた市政運営の推進

【戦略的な広報・広聴活動】

1	推進項目	メール配信サービスの利用促進と効果的な活用				
	担当部署	秘書広報課・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	「湖南タウンメール」への加入者増とグループでの利用を促進するため、「広報こなん」や組回覧での広報をはじめ、各種グループへのダイレクトメール送付やイベント会場でチラシを配布するなど積極的なPRを展開する。また、市道十二坊線通行規制情報など、市民にとって有益な新たな情報提供に努める。				
	実施効果 (目標数値等)	災害情報や不審者情報への加入者増を図り、安心安全な地域社会の創出に寄与する。また、グループ利用を促進することにより、各種団体の活動が活発化し、まちづくりの気運が盛り上がる。  災害・不審者登録数 800人→2,000人 その他カテゴリ登録者数 1,000人→2,000人				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
サービス開始(災害・不審者情報)		→ 開始	→	→ 継続		
グループ利用・林道情報配信開始		→	→ 開始	→	→ 継続	
加入者、グループ利用の促進		→	→	→ 実施	→ 継続	
その他情報の提供の検討		→	→	→ 検討	→ 継続	
累計効果額(千円)			▲ 249	▲ 498	▲ 747	▲ 996

【戦略的な広報・広聴活動】

2	推進項目	パブリックコメント制度*の実施				
	担当部署	秘書広報課・全課				
推進項目の概要	実施内容	職員に対して制度の周知・徹底を図るとともに、市民に対して利用促進のPRを広報誌などで行う。意見募集期間は30日間を必ず確保し、案の公表時には市民が意見を出しやすいよう、趣旨、目的、背景、概要、主な論点などの資料提供に努める。 また、出された意見に対して速やかに市の意見をまとめ、市民に公表する。				
	実施効果 (目標数値等)	市民が市行政に対して意見を述べる機会を保障することにより、市民と行政の協働のまちづくりを実現する。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
職員への周知、徹底及び市民へのPR		→ 実施	→	→ 継続		
累計効果額(千円)						

※【パブリックコメント制度】

行政の意思決定過程において広く市民に案を公表し、寄せられた意見を考慮して意思決定を行う制度のことです。

【戦略的な広報・広聴活動】

3	推進項目	ホームページの充実				
	担当部署	秘書広報課・全課				
推進項目の概要	実施内容	暮らしのインデックスなどの掲載内容の充実を図るとともに、地図情報掲載機能やアクセシビリティチェック※、ログ解析機能などを付加し、市民への効果的・効率的な情報提供に努める。				
	実施効果 (目標数値等)	知りたい情報に到達しやすい環境を構築し、またログ解析を生かしたトップページを作成することによって利便性を高めることや、情報の質・量ともに充実を図ることにより、アクセス数の増加が期待できる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
CMS※導入		実施 ▲ 2,047	▲ 1,365	継続		
掲載情報の見直し・更新				見直し	更新	継続
CMSの更新・地図情報掲載・その他掲載情報の更新					更新	
累計効果額(千円)		▲ 2,047	▲ 3,412	▲ 6,824	▲ 10,236	▲ 13,648

※【アクセシビリティチェック】

対象となるWebコンテンツが障がいを持っておられるユーザの方々にとって有効にアクセスできるかなどをチェックするソフトウェアのことです。

※【CMS】(Contents Management Systemの略)

インターネット上で公開されている個々の文書(ウェブサイト)を効率的に管理するシステムのことです。

【戦略的な広報・広聴活動】

4	推進項目	市役所出前講座の実施				
	担当部署	秘書広報課・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	市民からの要望に応じ、市民が知りたい制度や行政システムなどを職員が直接地域に出向いて説明を行う。その中で、市民が市政に対して何を望み、どのような意見を持っているかを的確に把握し、市民の声を市政に反映させる。				
	実施効果 (目標数値等)	施策実施の趣旨や内容の理解を得るだけでなく、市の現状についても理解を求め、市民との協働のまちづくりの円滑な推進を図る。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
他市の取組状況等の調査			実施			
出前講座の実施				検討	実施	継続
累計効果額(千円)						

【公正の確保と透明性の向上】

5	推進項目	住民情報システムのセキュリティ対策				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	住民情報端末のフロッピーデスクドライブとUSBメモリ※等外部に出力できる機能を利用不可にする。また、住民情報の管理が行えるよう電算室でのみ電子データの外部出力が行えることとする。				
	実施効果(目標数値等)	住民情報データの適正な管理を行い、個人情報の漏えいを防止し、市民により安心した行政サービスを提供する。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
セキュリティシステムの導入				実施 700	継続	
累計効果額(千円)				700	700	700

※【USBメモリ】

パソコンのUSB(Universal Serial Busの略)ポートに接続して使用する情報記録装置で、フロッピーディスクより多くの情報を手軽に持ち運ぶことができます。

【審議会などの公開と市民参画の推進】

6	推進項目	審議会等の公開による透明性の向上				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	市の審議会等を対象とした会議の公開に関する基準を策定し、会議録または概要書のホームページへの掲載、情報公開室への設置等により、審議会の審議経過を市民に公表する。				
	実施効果(目標数値等)	市の審議会等の会議内容を市民に公開することにより、市の政策形成課程についての市民の理解と信頼が得られる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
審議会等公開運用指針の策定				検討	策定	
累計効果額(千円)						

【審議会などの公開と市民参画の推進】

7	推進項目	市民参画の推進				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	市の審議会等について、委員公募制の指針を策定する。				
	実施効果(目標数値等)	市の審議会委員について、一定の公募制を導入することにより、市民の市政に対する協働・参画を促進し、市政に対する理解と信頼を高める。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
審議会等委員公募制指針の策定・実施				調査・検討	策定	
累計効果額(千円)						



■市民・地域などとの協働によるまちづくりの推進

【まちづくり基本条例の制定】

8	推進項目	自治基本条例の制定				
	担当部署	まちづくり推進課				
推進項目の概要	実施内容	市民や行政の役割など住民自治の基本ルールを明確にし、市民と行政がともに市を担う主体として協働*によるまちづくりを推進する。				
	実施効果 (目標数値等)	まちづくりの基本理念と行政運営の基本原則を定め、市民と行政の役割と責務を明らかにする条例を制定することにより、役割分担による協働のまちづくりが可能となる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市民懇話会の設置及び条例の検討		設置・検討 →	継続 →			
自治基本条例*の制定				制定 →		
累計効果額(千円)						

※【協働】

市民と行政が目的を共有し、また対等な立場でお互いを理解・協力し合って、それぞれの役割を認識しながら共に取り組むという概念のことです。

※【自治基本条例】

「まちづくりは市民が主役」を基本にして、住民や事業者、行政がそれぞれの役割と責務を明らかにし、まちづくりの基本方針や住民参加の仕組みを明確にした自治体の憲法とも言える条例のことです。

【市民・地域と行政の協働によるまちづくりの推進】

9	推進項目	職員研修による協働意識の向上				
	担当部署	まちづくり推進課・総務課				
推進項目の概要	実施内容	職員の年間研修計画に「協働意識の向上」を目的とした研修カリキュラムを組み込み実施する。				
	実施効果 (目標数値等)	協働に対する職員の認識が深まることにより、市の諸施策が協働のまちづくりの観点から実施されることとなり、市民と行政の協働が一層促進される。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
協働意識の向上を目的とした研修の検討・実施					検討 →	実施 →
累計効果額(千円)						

【市民・地域と行政の協働によるまちづくりの推進】

10	推進項目	市民協働促進プラン（仮称）の策定				
	担当部署	まちづくり推進課				
推進項目の概要	実施内容	市民や学識経験者による協働指針検討会を立ち上げ、総括的な市民活動の促進、市民と行政の協働のしくみについて研究・検討し、協働のまちづくりに関する基本プランを提言する。				
	実施効果（目標数値等）	市民主体のまちづくりや市民と行政の協働が一層促進される。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
協働指針検討会の設置及び検討					設置・検討	
市民協働促進プラン（仮称）の策定						策定
累計効果額(千円)						

【まちづくり協議会の設置】

11	推進項目	まちづくり協議会の設置				
	担当部署	まちづくり推進課				
推進項目の概要	実施内容	各学区において、まちづくり協議会の設立を目指して、区長会を中心に進めているところである。設立準備委員会を立ち上げ、設立総会を目指して準備を進める。				
	実施効果（目標数値等）	市民主体のまちづくりを推進することにより、市の諸施策が協働のまちづくりの観点から実施されることとなり、市民と行政の協働が一層促進される。  H21年度 全学区(7学区)でまちづくり協議会を設立				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
設立準備委員会の設立（順次）		設立	継続			
設立準備委員会での調査・検討		調査・検討	継続			
まちづくり協議会の設置（順次）			設置	継続		
累計効果額(千円)						

【自治振興交付金制度の創設】

12	推進項目	地域まちづくり交付金制度の創設				
	担当部署	まちづくり推進課				
推進項目の概要	実施内容	区活動を継続支援としての「基礎交付金」、まちづくり協議会の設立に必要な支援としての「設立準備金」、そして、まちづくり協議会の活動支援としての「加算金」を用意している。				
	実施効果 (目標数値等)	まちづくり協議会や区の活動を継続的に支援していく交付金は、地域の特色や個性に合わせた利用が可能となり、市民による主体的、積極的な活用による「住民自治の実現」につながる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付金制度の創設		→ 検討	→ 実施	→	→ 継続	→
累計効果額(千円)						

【NPO・ボランティア団体の育成・支援】

13	推進項目	まちづくりフォーラムの実施				
	担当部署	まちづくり推進課				
推進項目の概要	実施内容	年間1～2回の開催で、まちづくり全般にわたるテーマを取り上げて実施する。				
	実施効果 (目標数値等)	団塊世代の大量退職に伴う人材発掘や自分自身の活躍の場を見つけてすきっかけとなり、市民活動の活性化につながる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
まちづくりフォーラムの実施		→ 実施	→	→	→ 継続	→
累計効果額(千円)						

【NPO・ボランティア団体の育成・支援】

14	推進項目	地域活動リーダーの養成				
	担当部署	まちづくり推進課				
推進項目の概要	実施内容	地域のまちづくりやNPO※活動、市民活動の活性化を図るため人材を募り、リーダー養成講座を開催する。				
	実施効果 (目標数値等)	養成した地域活動リーダーが中心となり、率先して地域づくりや市民活動を行うことで、その知識や手法などが大勢の市民に情報の輪として広がっていくことが期待できる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
リーダー養成講座の実施					→ 検討	→ 実施
累計効果額(千円)						

※【NPO】(Non-Profit Organizationの略)

民間非営利組織。政府や私企業とは独立した組織で、それぞれ団体の社会的使命により、自主的、自発的に公益的な活動を行う組織の事です。

【NPO・ボランティア団体の育成・支援】

15	推進項目	まちづくり市民活動補助事業の継続				
	担当部署	まちづくり推進課				
推進項目の概要	実施内容	現在、1団体あたり10万円を限度額とした補助事業であり、採択は、公開プレゼンテーションによる各団体の活動PRを行う手法を取り入れている。平成21年度に制度の総括的な検証を行い、活動団体のニーズなど調査し、より良い制度となるよう検討を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	公開プレゼンテーションや各団体同士の情報交換、また、広報効果による活動内容の市民への情報流通により、人材発掘や団体同士の相乗効果が期待でき、市民活動の活性化が図れる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
まちづくり市民活動補助事業の実施・継続		実施 300	500	継続 500	500	
まちづくり市民活動補助事業の検証					検証	
累計効果額(千円)		300	800	1,300	1,800	

【NPO・ボランティア団体の育成・支援】

16	推進項目	まちづくり市民活動拠点の整備				
	担当部署	まちづくり推進課				
推進項目の概要	実施内容	市内の各公民館の現状や社会福祉協議会など関係部署と連携し、現在ある公共施設※の利用や協働のまちづくりの核となる施設の検討を進める。				
	実施効果 (目標数値等)	拠点整備を進めることにより、情報が広がり協働パートナーとなる活動主体の発掘や育成が図れ、まちづくり市民活動が持続的に維持される。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
まちづくり市民活動拠点の整備				検討	継続	
累計効果額(千円)						

※【公共施設】

公共施設とは、道路、河川、運河、下水道、公園、広場、図書館などの公共の用に供する施設をいいます。「公共の用に供する」とは、直接に一般公衆の使用に供することをいい、「施設」とは、物的要素を中心とする概念で、物的設備自体を意味する場合のほか、物的要素を中心にサービスを提供する活動のことまでを含めている場合があります。「公の施設」は、地方公共団体が提供する施設であり、ここにいう公共施設にあたりますが、単に公共施設というときは、その提供者は地方公共団体に限らず、国、公共団体、私人の提供するものを含みます。

## 第2章 質の高い市民サービスの提供と効率的・効果的な行政運営の実現

### 市民サービスの向上

#### 窓口業務のサービスの向上

- 17 戸籍データの電算化
- 18 各種証明書を発行する自動交付機の導入
- 19 外国人への通訳者の配置
- 20 市役所のユニバーサルデザイン化
- 21 窓口対応研修の実施

#### 効率的な窓口サービスの推進

- 22 相談窓口や申請交付におけるワンストップサービスの実現

#### 電子自治体の推進

- 23 地域情報化計画の策定

#### 事務事業の抜本的な見直し

- 24 事務事業の見直し ※事務事業の見直し個別計画(1)～(39)

#### 公共事業整備計画の見直し

- 25 下水道整備計画の見直し
- 26 道路整備計画の作成

### 市民志向・成果重視の行政運営

#### 地方分権に応える組織・機構の整備

- 27 総合型組織機構の整備

#### グループ制の活用

- 28 グループ制の活用

#### 行政評価システムの導入

- 29 行政評価システム(統合型経営マネジメントシステム)の導入
- 30 外部評価制度の導入

#### 目標管理手法の積極的活用

- 31 目標管理手法の活用

■市民サービスの向上

【窓口業務のサービスの向上】

17	推進項目	戸籍データの電算化				
	担当部署	市民課・市民生活課				
推進項目の概要	実施内容	戸籍法第118条第1項の規定に基づき戸籍を電算化し、紙媒体(和紙原本)から磁気データ(磁気原本)にすることにより、一括管理を行う。				
	実施効果(目標数値等)	行政運営の効率化と市民サービスの向上及び戸籍の作成から証明書の発行までのスピードアップを図ることができる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
戸籍システム導入検討会の設置及びシステムの検討		設置・検討	継続			
システムの構築・実施			検討・構築	構築・実施	継続	
累計効果額(千円)						

【窓口業務のサービスの向上】

18	推進項目	各種証明書を発行する自動交付機の導入				
	担当部署	市民課・市民生活課・税務課・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	現在は、戸籍システム導入の初期段階であり、戸籍システム導入後に自動発行の交付証明書類の検討をし、業務の範囲、設置場所、管理、セキュリティ等を検討事項として進め、自動交付機の導入を図る。 また、出張所のあり方についても検討を図る。				
	実施効果(目標数値等)	自動交付機導入後は、時間外及び休日に証明書類の発行ができ、市民へのサービス向上につながることや窓口での交付量の削減などの事務の効率化も図れる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自動交付機導入におけるメリット・デメリットの検討				検討	継続	
自動交付機の導入						実施
累計効果額(千円)						

【窓口業務のサービスの向上】

19	推進項目	外国人への通訳者の配置				
	担当部署	まちづくり推進課・総務課				
推進項目の概要	実施内容	通訳者は、特に利用の多い市民課、税務課、住民総合相談に配置している。また、行政文書などの外国語への翻訳も必要不可欠であり、その業務も増加している。今後も外国人対応の充実を図る必要がある。				
	実施効果(目標数値等)	外国人市民が混乱なく生活を営むことにより、協働のまちづくりの新たなパートナーとして活躍することが期待できる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
通訳者の配置の継続		実施		継続		
累計効果額(千円)						

【窓口業務のサービスの向上】

20	推進項目	市役所のユニバーサルデザイン化				
	担当部署	社会福祉課・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	平成18年5月に職員による「ユニバーサルデザイン※推進チーム」を設置し、多数の人の利用に供する18施設について、「誰もが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、調査し、整備の優先度の高い施設を選定し、平成19年度の当初予算では、10,000千円を計上し、整備を実施し、平成20年度以降も毎年10,000千円を目途に予算計上し、優先順位をつけて既存公共施設のユニバーサル化を図る。				
	実施効果 (目標数値等)	誰にとっても快適に利用できるデザインであるというユニバーサルデザインの考え方で、道路や交通機関、公園、公共施設などの多くの市民が利用する環境を順次整えることにより、障がい者・高齢者はもとより誰もが利用しやすい市役所となり、市民サービスの向上に寄与することができる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ユニバーサル推進チームの設置		設置 →				
公共施設のユニバーサル化の検討		検討 →	継続 →			
優先度による実施			実施 10,000 →	継続 → 10,000 10,000 10,000		
累計効果額(千円)			10,000	20,000	30,000	40,000

※【ユニバーサルデザイン】

障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などのデザインをすること。

【窓口業務のサービスの向上】

21	推進項目	窓口対応研修の実施				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	毎年度、新規採用職員を対象とした接遇研修を行っており、今後、対象を広めた内部講師による接遇研修を行っていく。内部講師育成のために市町村職員研修センター主催の指導者養成研修へ職員を積極的に派遣させる。また、平成18年度は、主幹、主査、主事(250名)を対象とした外部講師を招いた研修も行う。				
	実施効果 (目標数値等)	職階別研修や窓口対応の職員(臨時・嘱託含む)を対象にした研修を実施することで、小人数でのきめ細やかな研修ができ、職員の資質向上や市民サービスの向上が図れる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新規職員対象とした研修		実施 →	継続 →			
指導者養成研修		実施 →	継続 →			
累計効果額(千円)						

【効率的な窓口サービスの推進】

22	推進項目	相談窓口や申請交付におけるワンストップサービスの実現				
	担当部署	総務課(行政改革推進室)・まちづくり推進課・関係各課(窓口所管)				
推進項目の概要	実施内容	市民が対象となる相談をする場合、適切に対応できるよう相談窓口の一本化や申請・交付時における窓口の一本化等について検討を行い、段階的に実施を図る。				
	実施効果(目標数値等)	市民の相談内容を的確に把握することで、迅速に市民の相談について対応が行え、できる限り申請書の統一や交付箇所を一本化することで、業務の効率化も図ることができる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
関係各課と連携による協議・検討		実施 →			継続 →	
ワンストップサービス*の実施		実施 →			継続 →	
累計効果額(千円)						

※【ワンストップサービス】

一箇所の窓口で多種多様な手続きや各種の行政サービスが受けられるようにすること。

【電子自治体の推進】

23	推進項目	地域情報化計画の策定				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	情報通信技術を効果的に活用した電子行政サービスを進めるための湖南市としての情報化計画を策定する。				
	実施効果(目標数値等)	業務の簡素化、効率化を図るとともに市民がいつでもどこでも誰でも情報にアクセスできるユビキタス社会*を構築するため、その推進を計画的に実施していく。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
情報化計画策定準備作業(近隣市の調査)・策定					検討 →	継続 → 6,000
策定委員会の設置						設置 →
累計効果額(千円)						6,000

※【ユビキタス社会】

身の回りの様々な物にコンピュータが内蔵され、それらが自律的に連携することで、いつでもどこでも情報通信技術の恩恵を受けられる環境社会のことです。



【事務事業の抜本的な見直し】

24	推進項目	事務事業の見直し				
	担当部署	総務課（行政改革推進室）				
推進項目の概要	実施内容	事務事業の見直し「選択と集中」の徹底により、事業仕分けや事務事業評価の手法などを活用しながら職員の意識改革を図り、市として継続して取り組む必要があるか、効果的な事業であるか、また、その手法は効率的か、などの観点から見直しを行う。				
	実施効果 (目標数値等)	職員の事業に対する意識改革が図れ、外部委員の評価を参考にした真に必要な事務事業の見直しが行える。事務事業のスリム化を図る。  事業仕分け対象事業 H19年度 42事業 H20年度 31事業				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業仕分けの実施		→ 検討 →	→ 実施 → ▲ 1,350	→ 継続 →		
事務事業評価の導入				→ 試行 →	→ 導入 →	→ 継続 →
累計効果額(千円)			▲ 1,350	▲ 2,700	▲ 4,050	▲ 5,400

【公共事業整備計画の見直し】

25	推進項目	下水道整備計画の見直し				
	担当部署	上下水道課				
推進項目の概要	実施内容	下水道事業の整備効果向上を図るための事業の再点検の実施、下水道事業効率化・重点化計画の策定を実施する。				
	実施効果 (目標数値等)	役割分担、コスト管理、時間管理、整備効果の再点検を行うことで、補助金の効率化が図られる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計画策定の見直しの実施			→ 実施 →		→ 継続 →	→ 継続 →
累計効果額(千円)						

【公共事業整備計画の見直し】

26	推進項目	道路整備計画の作成				
	担当部署	建設課				
推進項目の概要	実施内容	今後10年間で必要な道路整備を効率的・効果的に行うべく、地域ごとに道路整備計画を策定する。また、5年ごとに社会経済情勢の変化等により見直しを行う。				
	実施効果 (目標数値等)	概ね10年間の具体的な整備箇所を必要性に応じて優先順位をつけて定めることにより、道路整備の透明性と効果が予測できる。また、効率化を徹底的に進め、事業のコスト縮減に努める。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
道路整備計画の策定				→ 策定 →		
事業の実施					→ 実施 →	→ 継続 →
累計効果額(千円)						

■市民志向・成果重視の行政運営

【地方分権に応える組織・機構の整備】

27	推進項目	総合型組織機構の整備				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	市民にとっても職員にとっても明確な組織を基本とした縦割り組織でない総合型組織の構築を図る。				
	実施効果 (目標数値等)	広範囲にわたる市民の意見や要望を適切かつ迅速に対応できる機動的で弾力的な組織として、単なる組織の再編にとどまらず戦略的な行政経営による組織の活性化を図る。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総合型組織※機構の整備		実施 →	→	→	継続 →	→
累計効果額(千円)						

※【総合型組織】

国や県の組織機構に合わせた、いわゆる「縦割り型」の組織機構ではなく、広範囲にわたる市民の意見や要望を的確に反映できるような横の繋がりを持った組織のことで。

【グループ制の活用】

28	推進項目	グループ制の活用				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	課全体の事務についてグループの壁を越えて関連性・事務量等または繁忙期に応じた各職員がスピーディに応援・協力する体制を整え、事務処理や意志決定の迅速化を図り、組織全体の活力を高めるとともに、視野の広い行政の推進を図るため、グループ制※を活用する。				
	実施効果 (目標数値等)	制度・知識の共有によるグループ制の充実により、所属人員の削減および時間外勤務の抑制が行える。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
グループ制の活用		検討 →	実施 →	→	継続 →	→
累計効果額(千円)						

※【グループ制】

組織形態の一つで、業務の複雑化・職員数の削減などの状況下で、これまでの係制（係単位の体制）では効率性が低下することから、グループ制（グループ単位の体制）の効果的な活用により、事務が固定されやすい縦割りの弊害をなくし、事務内容などに応じて柔軟かつ機動的な対応が可能となり、行政の効率化や市民サービスの向上が図られます。

【行政評価システムの導入】

29	推進項目	行政評価システム（統合型経営マネジメントシステム）の導入				
	担当部署	総務課（行政改革推進室）				
推進項目の概要	実施内容	<p>庁内に行政評価システム研究会を設置し、大学の専門家をアドバイザーとして行政評価についての研修などを実施することで研究会メンバーが理解を深め、ISO9001との関係などについても研究を行い、独自運用を図っていく。</p> <p>また、導入を検討する上で具体的な内容として事業の必要性、優先度を考察し、評価基準を指数化することが課題であり、事業の効果（アウトカム）に着目した目標設定や達成度をどのように反映させるかなどを検討し、試行の上、導入を図る。</p>				
	実施効果（目標数値等）	行政評価システム（統合型経営マネジメントシステム）を構築し、導入することで各事業の目標数値を設定し、評価基準により評価をすることが可能となる。この結果、事業の必要性が明確になり、予算編成と連動した形での事業のスリム化が図れる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政評価システム研究会の設置		→設置→	→継続→			
行政評価システム※（統合型経営マネジメントシステム）の導入			→検討→	→試行→	→実施→	→継続→
ISO9001※の独自運用の検討・実施			→検討→	→実施→	→継続→	
累計効果額(千円)				▲ 2,000	▲ 1,000	▲ 4,000
				▲ 2,000	▲ 3,000	▲ 4,000

※【行政評価システム】

市が実施する施策、事務事業について、事前・実施中・事後にその妥当性や成果を、できるだけ客観的な基準で判定し、結果を数値などで市民に示すとともに、予算執行・計画策定・事務事業の見直しなどに反映させていくシステムのことで。

※【ISO9001】

ISOは、正式名称を「International Organization for Standardization」といい、日本語では「国際標準化機構」と呼ばれる世界共通の規格・基準を制定している民間の組織のことです。

ISO9001は、「品質管理及び品質保証のためのシステムに関する一連の国際規格」で、特徴は物の規格ではなく、仕組みの規格のことです。

【行政評価システムの導入】

30	推進項目	外部評価制度の導入				
	担当部署	総務課（行政改革推進室）				
推進項目の概要	実施内容	PDCA* のマネジメントサイクル* のうち、Check(評価)は最も重要な要素であり、行政評価の結果をベースに事務事業の存廃、各種補助金の必要性、行政の関与のあり方、受益と負担のあり方等の各テーマにおいて、外部の第三者の立場から客観的に評価し、見直しに結びつける外部評価制度の導入を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	外部評価制度を導入することで、より客観的な評価を行うことができ、「選択と集中」による事務事業の見直しが可能となる。  H20年度 評価を「事業仕分け」として実施 H21年度 外部評価評価委員会を設置し、外部評価制度を導入				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
外部評価委員会の設置					設置 →	
外部評価委員による評価の実施					実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

※【PDCA】(Plan-Do-Check-Actionの略)

典型的なマネジメントサイクルの一つで、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のプロセスを順に実施し、最後の「改善」では、「評価」の結果から最初の「計画」に結び付けます。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、品質の維持、向上及び継続的な業務改善を活動を推進するマネジメント手法のことです。

※【マネジメントサイクル】

事務事業などの実施後の結果に対する評価を次の計画や実施に反映させ、事務事業の改善につなげていくための一連の流れのことです。

【目標管理手法の積極的活用】

31	推進項目	目標管理手法の活用				
	担当部署	総務課（行政改革推進室）				
推進項目の概要	実施内容	年度当初において組織ごとに1年間の目標を定め、その実現に向けたプログラムを作成するとともに、次年度当初には達成度などの評価・点検を行い、新たな目標設定と取り組みに反映させる仕組みを構築する。				
	実施効果 (目標数値等)	組織の目標や組織が果たすべき使命などを明確化することにより、各組織が目標に向かって自律的に運営されるとともに、職員らの達成感の醸成と組織のパフォーマンスが図れ、市民サービスの向上が期待できる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
組織ごとの目標設定とプログラムの作成の検討					検討 →	
目標管理*手法の構築						実施 →
累計効果額(千円)						

※【目標管理】

もともと、経営用語で「Management By Objectives(目標による管理)」といいます。チャレンジ目標とセルフコントロール(自己統制)を用いることにより、組織が主体的に目標達成のための行動をとるよう動機づけるシステムのことで、ノルマ管理や「目標」そのものの管理といったものではありません。

### 第3章 公共施設の効率的・効果的な配置及び運営

#### 公共施設の見直しの必要性

##### 見直しの方針

32 民間活力を活用した幼保一体化の推進

#### 公共施設のあり方及び管理運営の見直しに関する基本的な考え方

##### 効率性・有効性の観点による見直し

33 公の施設の効率的・効果的な運営の推進  
34 指定管理者制度の積極的な活用  
35 民間アウトソーシングの実施

#### 施設及び組織の検証

36 公共施設のあり方の見直し

#### 外郭団体の見直しなど

37 外郭団体等の見直し

■公共施設の見直しの必要性

【見直しの方針】

32	推進項目	民間活力を活用した幼保一体化の推進				
	担当部署	子育て支援課・学校教育課				
推進項目の概要	実施内容	平成18年6月に成立した「就学前の子どもに関する教育、保育等の統合的な提供の推進委員会に関する法律」によって、今後、老朽化や耐力度による改築が必要な平松保育園をモデルとして民営化が可能かを検討し、市内の先進事例として幼保一体化※についても協議、検討を図る。 また、以外の保育園についても今後、保育園運営委員会等での審議の状況を見ながら推進を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	市民の多様化するニーズに対応ができるとともに、保育士及び教諭の適切な配置並びに建設費等において財政への負担減が図れる。 また、民間への移行後は、人件費の年間約40,000千円と一般管理経費の一部が削減できる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
先進地視察等による導入への検討				検討	継続	
累計効果額(千円)						

※【幼保一体化(一元化)】

幼稚園と保育園の教育・保育制度を一元化することで、学校教育法に基づき就学前教育を行う幼稚園と児童福祉法に基づき子どもを長時間受け入れる保育所の二元制度が、少子化や共働き家庭の増加により現実にそぐわなくなったとされ、国は2003年に幼稚園と保育園の総合施設の制度化を打ち出しています。

■公共施設のあり方及び管理運営の見直しに関する基本的な考え方

【効率性・有効性の観点による見直し】

33	推進項目	公の施設の効率的・効果的な運営の推進				
	担当部署	総務課(行政改革推進室)・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	公の施設※において、その必要性は認められているとしても、施設の効率的な運営などについては、十分に研究し、市民サービスの向上を図っていかねばならないことから、利用者へのアンケートを実施することで、施設に対する利用者のニーズを的確に捉え、数値目標と具体的な改善策を掲げた施設運営改善計画を策定し、効率的で効果的な施設運営に取り組む。				
	実施効果 (目標数値等)	継続的な従来の施設管理ではなく、利用者である市民の声を聞くことで、より市民から見た効率的な施設の管理運営が可能となり、市民サービスの向上と利用者の拡大に繋がる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設での利用者アンケートの実施				実施	継続	
施設運営改善計画の策定					策定	
サービス向上と利用者拡大の推進					実施	継続
累計効果額(千円)						

※【公の施設】

地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されています。

【効率性・有効性の観点による見直し】

34	推進項目	指定管理者制度の積極的な活用				
	担当部署	総務課（行政改革推進室）・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	公の施設の設置目的が効果的、効率的に達成できることを主眼に置き、民間の能力やノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上や行政コストの縮減等を図るため、直営施設の積極的な制度の導入や非公募から公募への拡大を図る。				
	実施効果 (目標数値等)	指定管理者制度※導入により、公の施設の利便性の向上と管理運営経費の縮減が図れ、民間事業者による新たな市民サービスの向上が期待できる。  H18年度 55施設導入(指定期間2年間) H20年度 54施設(内公募施設4施設)(指定期間2年～5年)				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指定管理者制度の導入		→ 実施	→	→ 継続		
指定管理者制度導入等検討委員会の設置			→ 実施		→ 継続	
直営施設の制度導入の検討・実施					→ 検討・実施	→ 継続
非公募から公募拡大への検討・実施					→ 検討・実施	→ 継続
累計効果額(千円)			▲ 938	▲ 14,349	▲ 28,698	▲ 43,047

※【指定管理者制度】

平成15年の地方自治法の改正により、創設された制度であり、多様化する市民ニーズに対し、より効率的で効果的に対応するため、公の施設の管理委託に民間の能力を活用し、市民サービスの向上と経費節減を図るための制度のことです。

【効率性・有効性の観点による見直し】

35	推進項目	民間アウトソーシングの実施				
	担当部署	総務課（行政改革推進室）・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	個人、地域や民間ではできない若しくは非効率な業務のみを行政が行うという「補完性の原則」を踏まえ、行政が行う業務の範囲を明確化し、事務事業の継続の必要性を検証する。また、「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、全庁的な視点に立って官民の役割分担を見直し、民営化の基準、委託など事業実施の手法等を明確にすることで、すべての事務事業を対象にアウトソーシング※を検討するための運用指針等を策定し、積極的な活用を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	内部管理業務などの内、定型的な単純業務などについては、民間委託を行うことにより、人件費等のコストが図れ、水道施設などの管理業務については、高度で専門的な技術を持つ民間への包括的な委託を行うことで、効率的な維持管理と人件費のコスト削減が図れる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
民間アウトソーシングの実施		→ 実施	→	→ 継続		
民間アウトソーシングの運用指針等の策定					→ 策定	
累計効果額(千円)						

※アウトソーシング

行政コストの削減とサービス水準の向上を図るため、業務の一部または全部を民間企業などに委託することです。

■施設及び組織の検証

36	推進項目	公共施設のあり方の見直し				
	担当部署	総務課（行政改革推進室）・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	合併後の市全体の枠組みをベースとした公共施設全体のあり方を、ファシリティマネジメント※の視点を加え、費用対効果や運営主体等を統一的に検証し、総合的な見直しを行う。見直しについては、継続的に毎年度実施し、用途転用を含めた施設の有効利用や統廃合の検討を行うとともに、指定管理者制度導入や業務の委託化等、効率化に積極的に取り組み、予算編成、組織再編、定員管理にも反映する。				
	実施効果 (目標数値等)	施設のあり方を総合的に見直すことで、公共施設のスリム化や組織体制の基盤を確立し、合併後における公共施設の適正な規模による効率的・効果的な配置を図ることができる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公共施設の統一的な検証				→ 検証	→ 検討・実施	→ 継続
統廃合の検討・実施				→ 検討	→ 検討・実施	→ 継続
売却及び譲渡の検討・実施				→ 検討	→ 検討・実施	→ 継続
累計効果額(千円)						

※【ファシリティマネジメント (FM)】

一言でいうと「ファシリティを切り口とする経営管理手法」ということになりますが、ここでいうファシリティマネジメントとは、企業・団体等が使用する全施設（土地・建物・設備）及びそれらの施設を利用する人の環境（執務空間・居住空間）を最適な状態にするための経営管理手法のことです。

■外郭団体の見直しなど

37	推進項目	外郭団体等の見直し				
	担当部署	総務課（行政改革推進室）・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	指定管理者制度による民間事業者との競争に耐えうるだけの運営能力を養うためにも、新たな形での団体の姿が必要となってくる。このことから設立目的、業務内容、運営状況を的確に分析し、団体との調整会議などを立ち上げ、団体の新たな形について検討を進める。 また、市民に対する透明性を高める点から経営内容や議事録の公開を積極的に行っていく。				
	実施効果 (目標数値等)	外郭団体※の運営能力等を強化し、あり方の検討や経営状況、会議録等の情報公開を推進することで、外郭団体の役割の明確化、経費削減、業務の効率化を図る。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
外郭団体等との調整会議の設置					→ 設置	→ 継続
外郭団体等のあり方の見直し				→ 検討	→ 継続	→ 実施
会議録等の情報公開の推進				→ 検討	→ 実施	→ 継続
累計効果額(千円)						

※【外郭団体】

行政組織などの外部にあって、組織と連携を持ち、柔軟な事業展開を行ってその活動や事業を助ける団体のことで、効果的・効率的な事業執行を図るため、事務事業の目的に沿った外郭団体を設立し、事業を行っています。



## 第4章 地方分権時代を担う人材の育成

### 職員の意識改革と人材育成の推進

#### 人材育成の積極的推進

- 38 人材育成基本方針の策定
- 39 人材育成の推進

#### 政策形成能力の向上

- 40 政策形成能力の向上
- 41 自主政策研究活動の支援

#### 積極的な人事交流の実施

- 42 国・県等への職員の派遣
- 43 民間への職員派遣
- 44 外部からの職員受け入れ

#### モラルの一層の向上・論理意識の徹底

- 45 職員公益通報制度の創設
- 46 職員の交通事故防止対策の強化
- 47 法令遵守チェック体制の強化

#### 職員の健康管理の充実

- 48 職員の健康管理の推進
- 49 メンタルヘルス対策の推進

### 人事制度の効果的な運用

#### 適正な定員管理

- 50 定員の計画的な削減

#### 専門職や民間経験者の採用

- 51 民間からの人材確保
- 52 任期付職員採用制度の導入

#### 給与制度の適正化

- 53 給与の適正化
- 54 特殊勤務手当の見直し

#### 職員の意欲や能力に基づいたキャリア形成

- 55 若手登用人事制度の構築

#### 人事評価制度の導入

- 56 人事評価制度の導入

#### 部局人事の推進

- 57 部局人事の推進

■職員の意識改革と人材育成の推進

【人材育成の積極的推進】

38	推進項目	人材育成基本方針の策定				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	「湖南省市人材育成基本方針」を策定するにあたり、庁内に策定委員会を設置し、職員へのアンケート調査の実施による現状分析や課題の抽出を行い、基本設計を立てた上で策定する。				
	実施効果 (目標数値等)	基本方針に自己啓発、目標管理、人事管理(人事評価)、人材育成推進体制を明記し、目指すべき職員像や職員に必要な能力、職務・階層別に必要とされる役割を職員が認識し、さらなる向上を目指すことができる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人材育成基本方針策定委員会の設置		設置 → 1,672				
人材育成基本方針の策定			策定 →			
累計効果額(千円)		1,672	1,672	1,672	1,672	1,672

【人材育成の積極的推進】

39	推進項目	人材育成の推進				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	毎年度において、課題に応じた年間計画を策定し、研修を行う。また、OJT <sup>※</sup> の強化、キャリアアップシステム <sup>※</sup> の構築、複線型人事制度 <sup>※</sup> を検討し、積極的な人材登用なども図りながら人材の育成を推進していく。				
	実施効果 (目標数値等)	様々な形での職員研修の実施、職員の能力の向上や能力を取得するための制度の確立、総合職と専門職を選択できる制度などを確立することで、職員の能力アップが図れ、より良い人材の育成や登用を行うことができる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
職員研修の実施 (職場内・職場外研修)		実施 →		継続 →		
OJTの強化					検討 →	実施 →
キャリアアップシステムの構築					検討 →	構築 →
複線型人事制度の導入						検討 →
累計効果額(千円)						

※【OJT】(On-the-job Trainingの略)

職務遂行を通して仕事に必要な知識や技術、仕事への取組姿勢、仕事の価値や達成感を習得させるための意図的・計画的な育成・指導のことです。

※【キャリアアップシステム】

職員に、より高い資格・能力を身に付けさせる仕組みのことです。

※【複線型人事制度】

専門職などといった特別の資格や役職を設け、従来型のキャリアパス(職能資格制度)と並行して運用していく制度のことです。

【政策形成能力の向上】

40	推進項目	政策形成能力の向上				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	年間研修計画に基づき、政策形成能力を向上させるため、研修センター主催の指導者養成研修への職員の積極的な参加を推進する。				
	実施効果 (目標数値等)	指導者養成研修への積極的な参加を推進することで、時間的にも調整が図りやすい内部講師による研修が可能となり、内部講師及び受講者とも研修への意識の向上による政策形成能力の向上が図られる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
政策形成研修の実施		→ 実施		→ 継続		
累計効果額(千円)						

【政策形成能力の向上】

41	推進項目	自主政策研究活動の支援				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	市民、行政職員、NPO職員等が共同で地域政策の立案を行う制度を構築し、大学などを中心とした組織が実施する研究会への参加促進を積極的に行っていく。				
	実施効果 (目標数値等)	自主的に職員が多種多様な形で研究等を行うことにより、政策形成能力の向上を図る。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
政策研究活動支援制度の構築					→ 検討	→ 構築
他団体実施の研究会への参加促進						→ 検討
累計効果額(千円)						

【積極的な人事交流の実施】

42	推進項目	国・県等への職員の派遣				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	国、県からの権限移譲や組織改革による多様な業務に耐える人材を育成するため、研修先の配属を希望し、研修目標を立て、必要な専門的知識の取得や資質の向上を図るため、職員を国や県に派遣する。また、県へ派遣する研修については、期間を1年間とし、研修期間中に政策課題別の研究を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	国、県へ派遣することで、職員に必要な専門的知識の取得と資質の向上が得られ、地方分権時代に耐える人材を育成することができる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
派遣の実施		→ 実施		→ 継続		
派遣職員数(人)		3	7	3		

【積極的な人事交流の実施】

43	推進項目	民間への職員派遣				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	市内の民間企業等と協定し、1ヶ月間、民間業務を体験することによる職員の意識改革と職務能力の向上を図ることを目的として、市幹部職員(55歳以下の課長級職員)を民間企業等に派遣する。				
	実施効果(目標数値等)	幹部職員が研修を行うことによって、自己意識の改革と必要な能力開発が得られ、管理職としての研修を生かした部下への影響等の組織づくりが可能となる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
幹部職員の民間企業等への派遣研修の実施				継続		→
派遣職員数(人)		2	13	4		

【積極的な人事交流の実施】

44	推進項目	外部からの職員受け入れ				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	指定管理者制度の導入が進む中、外郭団体についても効率的なサービスを提供するため、団体の職員を研修生として受け入れ、2年間の研修期間の中で行政の事務を経験することによる意識の改革を図る。 また、学生を一定の期間受け入れ、研修を行うインターンシップ制度※の導入を図る。				
	実施効果(目標数値等)	様々な形で外部の研修生を受け入れることで、研修生自身も良い経験となり、現職員も外部からの視点を得ることによるサービスの向上が図れる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
外郭団体等からの研修生の受け入れ				実施	継続	
インターンシップ制度の導入					検討	実施
研修生数(人)				2		

※【インターンシップ制度】

学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した職業体験を行う制度のことです。

【モラルの一層の向上・倫理意識の徹底】

45	推進項目	職員公益通報制度の創設				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	市政における違法な事態の防止及び損失の抑制を図るために、職員等が知り得た行政運営上の違法または不当な行為等に関して通報を行う制度を創設する。				
	実施効果 (目標数値等)	市政における違法な事態の防止と市民全体の利益及び行政に対する信頼の著しい損害をもたらす損失の抑制を図ることができる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公益通報に関する要綱の策定		策定 →				
公益通報審査委員会の設置		設置 →				
公益通報制度*の実施		実施 →	継続 →			
累計効果額(千円)						

※【公益通報制度】

企業や行政機関の不正行為を通報した、いわゆる内部告発者を保護するための制度です。不正を犯した企業や行政機関が、通報した従業員や職員に対して、解雇や降格、減給といった報復措置を取ることを禁じています。保護の対象となるのは、当該企業の正社員のほか、パートやアルバイト、派遣社員、取引先の従業員で公務員も含まれます。

【モラルの一層の向上・倫理意識の徹底】

46	推進項目	職員の交通事故防止対策の強化				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	東西の庁舎に安全運転管理者2名と副安全運転管理者3名を選任しており、交通事故防止等に関する措置要綱を策定し、交通安全研修等(シートベルト着用調査の実施、各種交通安全運動への参加、各種講習の受講)を強化する。				
	実施効果 (目標数値等)	職員の安全運転に対する自覚の喚起を促し、飲酒運転や違法行為の撲滅を図る。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交通事故防止等に関する措置要綱の策定		策定 →				
交通安全研修等の実施		実施 →	継続 →			
累計効果額(千円)						

【モラルの一層の向上・倫理意識の徹底】

47	推進項目	法令遵守チェック体制の強化				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	職員が職務を公正に執行し、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るため、倫理規程の策定や倫理委員会を設置し、職員の倫理観の向上と不正の防止に努める。				
	実施効果 (目標数値等)	職員が模範的存在の公務員であることを自覚し、倫理感の向上を図ることで市政に対する市民の信頼を確保する。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
法令遵守のチェック体制の強化		実施 →	→	→	継続 →	→
累計効果額(千円)						

【職員の健康管理の充実】

48	推進項目	職員の健康管理の推進				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	<p>職員の安全と健康の保持増進及び快適な職場環境を保持するために、健康診断の実施、衛生委員会の開催、産業医の委嘱を行う。</p> <p>1. 健康診断の実施 定期検診・前立腺がん・腰痛・破傷風・B型肝炎（定期検診は臨時職員も対象）</p> <p>2. 衛生委員会の開催 職員の衛生に関する基本的事項について調査・審議</p> <p>3. 産業医の委嘱 健康診断の実施等職員の健康の保持増進に関する業務及び健康診断による健康管理区分の決定と事後措置の指示</p>				
	実施効果 (目標数値等)	職員の健康管理に対する意識の向上と病気の早期発見・早期治療を図れる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
職員健康診断の実施		実施 →	→	→	継続 →	→
衛生委員会の実施		実施 →	→	→	継続 →	→
産業医の委嘱		実施 →	→	→	継続 →	→
累計効果額(千円)						

【職員の健康管理の充実】

49	推進項目	メンタルヘルス対策の推進				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	近年、業務の複雑・多様化してきている中で、メンタル面の不調で長期の療養を必要とする職員が増えていることから、メンタルカウンセリングや研修会への参加を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	カウンセリングなどを実施することにより、職員のメンタル面の不調を未然に防ぐとともに、個々の職員の状態に合った対処を行い、職員の健康保持の増進と職場環境の向上を図る。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
メンタルカウンセリングの実施		実施 →		継続 →		
メンタルヘルス※研修会の実施		実施 →		継続 →		
累計効果額(千円)						

※【メンタルヘルス】

一般的には、「心の健康」と訳されています。メンタルヘルスの目的は、心身共に充実した健康状態を目指すことであり、「職場のメンタルヘルス」の問題としては、単に心の病の対策だけではなく、職場不適應や心の健康増進も対象としています。

■人事制度の効果的な運用

【適正な定員管理】

50	推進項目	定員の計画的な削減				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	平成17年度に策定した定員適正化計画※に基づき、確かな現状分析による業務の見直しやアウトソーシングの実施により、市が直接行う業務を縮小する。また、中長期的に市が担うべきサービスに合った必要最小限の職員体制とするなど人件費の抑制に努める。				
	実施効果 (目標数値等)	定員適正化計画に基づき、事務事業の整理による職員の適正な配置を行うことで、職員の削減が図れ、人件費の削減につながる。  職員数(H17年度) 500人→職員数(H22年度) 473人 ▲27人(純減率 ▲5.4%)				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
定員の計画的な削減		▲ 10,417	▲ 52,086	▲ 62,503	▲ 5,208	▲ 5,208
累計効果額(千円)		▲ 10,417	▲ 62,503	▲ 125,006	▲ 130,214	▲ 135,422
職員数(減数)		497(▲2)	487(▲10)	475(▲12)	474(▲1)	473(▲1)

※【定員適正化計画】

定員管理を計画的に行うために計画期間を定め、数値目標を掲げた計画のことです。なお、「集中改革プラン」においては、平成22年4月1日現在における定員の数値目標を掲げることとしています。

【専門職や民間経験者の採用】

51	推進項目	民間からの人材確保				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	一過的な業務や急を要する業務などは、職員を育成するまで時間が掛かるため、専門職の採用、民間経験者の採用、嘱託職員の採用を行う。また、労働者派遣法に基づき民間企業から人材の派遣を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	行政の複雑・多様化に対する専門的知識の必要性や急を要する業務を遅滞なく行うことができ、幅広い行政サービスを市民に提供することが可能となる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
民間からの人材確保の実施		実施 →		継続		
累計効果額(千円)						



【専門職や民間経験者の採用】

52	推進項目	任期付職員採用制度の導入				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	高度で専門的な知識経験等を有する者を一定の期間、業務に従事させるよう選考により任期を定めて採用できる制度の検討を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	行政の複雑・多様化に対しての専門的知識の必要性や急を要する業務を遅滞なく行うことができ、幅広い行政サービスを市民に提供することが可能となる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
任期付職員採用制度※の導入					→ 検討 →	→ 実施 →
累計効果額(千円)						

※【任期付職員採用制度】

高度の専門的知識や優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行する必要がある業務に従事させる場合、任期を定めて採用することができる制度のことをいいます。

【給与制度の適正化】

53	推進項目	給与の適正化				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	通勤手当や住居手当などの諸手当の見直しを図るとともに、人材育成を主眼に置き、能力や実績に基づいた公正・公平な人事評価制度※を導入する。				
	実施効果 (目標数値等)	能力評価や実績評価を取り入れた人事評価制度の導入により、職員の意欲の向上と組織に活力を与え、年功的な給与上昇を抑制することができる。また、諸手当については、民間の実態と乖離することのないように国公を基準とした見直しを実施することで、給与の適正化が図れる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
新給与制度の導入		→ 実施 → ▲ 21,000			→ 継続 →	
通勤手当・病休給料規定の改正				→ 実施 → ▲ 13,000	→ 継続 →	
累計効果額(千円)		▲ 21,000	▲ 21,000	▲ 34,000	▲ 34,000	▲ 34,000

※【人事評価制度】

ポストや給与の配分の仕方等を年功序列的なものではなく、能力・業績重視の人事管理を実現するために、個人の能力や業務を公正・公平に評価する制度のことです。

【給与制度の適正化】

54	推進項目	特殊勤務手当の見直し				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	各特殊勤務手当※の支給基準や支給根拠等を精査し、関係課等と調整の上、廃止を含めた見直しを実施する。また、支給基準が不明瞭なものは、規定等を明確にする。				
	実施効果 (目標数値等)	国が人事院規則で定める特殊勤務手当及びこれに準ずる勤務以外の勤務に支給している特殊勤務手当(11手当)の廃止を含めた見直しを実施し、また、支給規定、支給基準の明確化を図り、市民の納得が得られる透明性の高い特殊勤務手当とする。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特殊勤務手当の見直し					→ 検討 →	→ 実施 → ▲ 2,500
累計効果額(千円)						▲ 2,500

※【特殊勤務手当】

著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要としますが、その特殊性を給料で考慮することが適当ではないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給される手当のことです。

国家公務員においては、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、夜間看護手当などが特殊勤務手当として支給されます。

【職員の意欲や能力に基づいたキャリア形成】

55	推進項目	若手登用制度の構築・実施				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	今日までの年功序列的な横並び人事から脱却し、職員の能力や意欲に基づいた能力本位で適材適所の人事配置と意欲ある人材の登用を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	積極的に能力のある若手を登用することで、組織の活性化が図れる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
若手登用制度の構築・実施					→ 検討 →	→ 構築 →
累計効果額(千円)						

【人事評価制度の導入】

56	推進項目	人事評価制度の導入				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	平成22年度からの試行導入を目指し、導入に向けた調査・検討を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	職員の意識改革と能力の向上や組織全体のマネジメント機能の強化を図ることにより、市民サービスの向上に繋げることができる。 H20年度 調査・研究    H21年度 導入検討    H22年度 試行導入				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人事評価制度の導入						→ 試行
制度導入に向けた調査・研究				→ 調査・研究		
制度の基本的方向付けの検討				→ 検討		
能力評価と業績評価の検討・評価方法の設計					→ 検討・設計	
評価対象者、評価区分等の評価項目の設計					→ 検討・設計	
目標管理の検討					→ 検討	
評価基準と評価様式の作成					→ 作成	
累計効果額(千円)						

【部局人事の推進】

57	推進項目	部局人事の推進				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	部局内の業務量、業務内容や職員の能力を身近に把握している部局長が、部内の状況を考え、職員の能力を生かした適材適所の配置を行うため、部局人事を導入する。				
	実施効果 (目標数値等)	部局人事を実施することにより、年度途中においても業務量の変動や仕事の繁閑等に配慮した柔軟で機動性の高い人事配置が可能となる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
部局・課内人事の実施		→ 実施		→ 継続		
累計効果額(千円)						

## 第5章 健全で効率的な財政運営の実現と経営基盤の確立

### 健全な財政運営に向けて

#### 部局枠予算編成の実施

58 部局枠予算編成の実施

#### 中期財政計画の確実な推進

59 中期財政計画の策定と推進  
60 経常収支比率の低減  
61 上水道事業の経営健全化  
62 下水道事業の経営健全化

#### 地方債発行の戦略的対応

63 公債費の抑制

#### 財政調整基金の安定額確保

64 財政調整基金の確保

#### 市民にとって分かりやすい財政状況の公表

65 財政状況の公表

#### バランスシート及び行政コスト計算書の作成・公表

66 総合的な財政分析の実施

### 財源の確保の徹底

#### 使用料及び手数料等の適正化・統一化

67 使用料及び手数料等の適正化・統一化

#### 市有財産の有効活用と新たな財源の確保

68 市有財産の有効活用  
69 広報こなん、市のホームページへの有料広告掲載(募集)

#### 企業誘致及び規制緩和などによる産業活性化による財源確保

70 都市計画マスタープランの策定

#### 収納対策の充実強化

71 未収金対策の強化

### 効率的な歳出

#### 各種事業の経費節減

72 情報インフラ整備  
73 情報システム調達の適正化

#### ゼロベースでの各種補助金の抜本的な見直し

74 補助金等の整理合理化

#### 入札制度改革による競争性の拡大と公共工事のコスト縮減

75 入札・契約事務の適正化  
76 公共工事のコスト縮減計画の策定

■健全な財政運営に向けて

【部局枠予算編成の実施】

58	推進項目	部局枠予算編成の実施				
	担当部署	企画財政課				
推進項目の概要	実施内容	各部局が予算の編成から執行までを柔軟に行えるよう、平成18年度予算から部局枠編成予算を採用しており、今後も年度ごとに枠配分の内容を見直しながら配分額を決定し、枠の内容や決算額との乖離に配慮しながら継続して実施する。				
	実施効果 (目標数値等)	各部局による事務事業の見直しなど、事業を再点検することによる経費の削減を行うことにより、必要な事業への予算の配分が可能となり、柔軟な予算編成ができる。  枠配分(一般財源ベース) H18年度 約30億円 H19年度 約46億円 H20年度 約43億円				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
部局枠配分予算編成の実施		→ 実施	→ 継続			
累計効果額(千円)						

【中期財政計画の確実な推進】

59	推進項目	中期財政計画の策定と推進				
	担当部署	企画財政課				
推進項目の概要	実施内容	現行の財政計画は、市の集中改革プラン※に示されたものであり、「新公会計制度※」が始まる平成21年度及び「地方財政健全化法※」に基づく新指標の公表が平成19年度決算から行われることから、平成20年度中に中期(今後10年間)の財政計画を策定し、市財政の健全化に努める。				
	実施効果 (目標数値等)	計画を策定することにより財源の効率的な配分など、今後の財政運営を計画的・効率的に行うことができる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
集中改革プランによる財政計画		→ 実施	→ 継続			
新たな財政計画の策定・実施				→ 策定	→ 実施	→ 継続
累計効果額(千円)						

※【集中改革プラン】(H17年度～H21年度)

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、各地方公共団体で策定している行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、①～⑦までに掲げる事項を中心に平成17年度を起点とし、概ね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画のことであり、平成17年度中に公表することとされています。

①事務・事業の再編・整理、廃止・統合 ②民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む。) ③定員管理の適正化 ④手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等) ⑤第三セクターの見直し ⑥経費節減等の財政効果 ⑦その他

※【新公会計制度】

現行の官庁会計に加えて、複式簿記の発生主義会計の考え方を定めた会計制度のことです。

※【地方財政健全化法】

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための行財政状況の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

【中期財政計画の確実な推進】

60	推進項目	経常収支比率の低減				
	担当部署	企画財政課				
推進項目の概要	実施内容	平成18年度決算においては、算定の方法が変更された影響もあり、財政の弾力性を表す指数としての経常収支比率※が96.0%と財政の硬直化が進んでいる。このことから平成22年度の決算において91.0%とし、対18年度比で5%の低減を達成できるよう努める。				
	実施効果 (目標数値等)	経常収支比率を低減することにより、硬直した財政の柔軟性の向上が図れる。  H18年度(決算) 96.0% → H22年度(決算) 91.0% ▲5.0%				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収支比率の低減		実施 →		継続 →		
累計効果額(千円)						

※【経常収支比率】

経常経費充当一般財源（人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出される特定の財源を持たない経費）を経常一般財源（毎年経常的に収入される一般財源）で割ったものです。低いほど臨時的な経費（投資的経費など）にまわす財源を確保できることになり、高いほど経常的な経費が財政を圧迫して、財政構造の弾力性が低いということになります。

【中期財政計画の確実な推進】

61	推進項目	上水道事業の経営健全化				
	担当部署	上下水道課				
推進項目の概要	実施内容	水道事業は公営企業※であり、常に経済性を発揮するとともに公共の福祉の増進に努め、また、独立採算制の原則※の中で、事業活動に必要な収入は事業活動において確保することが求められている。的確な収入・財源の確保、定員管理の適正化、民間委託等のアウトソーシングの推進、建設改良事業費の抑制など一層の効率化を図り、経営の健全化に取り組む。				
	実施効果 (目標数値等)	水道事業経営計画などにに基づき、経営の健全化・効率化など経営基盤が強化されるとともに、計画的な施設整備・更新が実施され、安定的な給水が確保される。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経営健全化の推進		実施 →		継続 →		
累計効果額(千円)						

※【公営企業】

地方公共団体が経営する企業のことをいいます。地方公営企業法では、水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業を掲げています。

※【独立採算性の原則】

水道事業は、税金等で賄われる一般会計とは異なり、独立採算の原則のもとに運営されており、施設の建設や維持管理に必要な経費のほとんどは、水道料金によって賄われています。

【中期財政計画の確実な推進】

62	推進項目	下水道事業の経営健全化				
	担当部署	上下水道課				
推進項目の概要	実施内容	<p>受益者が負担する使用料等で賄うべき経費と税（一般会計※からの繰出金）で賄うべき経費との基準を遵守し、的確な収入の確保と包括的な民間委託等の推進などによる経営の一層の効率化を図り、一般会計からの繰出金※の縮減に努める。</p> <p>また、市民・利用者への説明責任を果たすため、下水道事業の収支見通しや財務状況の公表に努めるとともに、地方公営企業法の適用を視野に入れ、さらなる経営の健全化を進める。</p>				
	実施効果 (目標数値等)	<p>受益者負担の原則※に基づく適正な使用料などの財源確保や効率的な事業経営により、経費回収率が向上し、一般会計からの繰出金が縮減する。</p>				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経営健全化の推進		→ 実施		→ 継続		
累計効果額(千円)						

※【一般会計】

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して、計上した会計で、特別会計で計上される以外のすべての経理を処理する会計のことです。

※【繰出金】

一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費をいいます。また、定額の資金を運用するための基金に対する支出も繰出金に含まれます。

※【受益者負担の原則】

行政サービスに対し、その利益が受けられることが明確な場合、原則その受益の範囲内で負担をしてもらうことです。

【地方債発行の戦略対応】

63	推進項目	公債費の抑制				
	担当部署	企画財政課				
推進項目の概要	実施内容	<p>市総合計画及び行政改革大綱に基づき、投資的事業※の見直し選択を行うことや契約事務などの見直しを行い、地方債※(起債)の発行を抑制する。特に交付税算入がある合併特例債※を中心とした地方債とし、その他の地方債については、できる限り発行しないものとする。また、発行に際しては、できるだけ低利にすることや償還期限に留意し、償還が一時的に多額とならないようにする。高金利の地方債については、低金利の地方債に借り換えを行うほか、残高の少ないものについては、繰り上げ償還を行う。</p> <p>また、市民の市政への参画意識を促すため、住民参加型(ミニ)公募債※の導入についても検討する。</p> <p>公営企業会計や事務組合の財政についても厳しく監視を行っていく。</p>				
	実施効果 (目標数値等)	<p>計画的な地方債の発行により、義務的経費※の増嵩を抑制することで健全な財政運営を図る。</p> <p>実質公債費比率※ 15%台(現行) → 維持          公的資金の繰上償還(H19年度～H21年度) → 5%以上</p>				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地方債発行の抑制		実施 →			継続 →	
地方債の借換え			実施 →	継続 →		
住民参加型市場(ミニ)公募債の発行					検討 →	継続 →
累計効果額(千円)			▲545,000千円(H19年度～H21年度の間で低金利に借り換えた場合の償還期限までの効果額)			

※【投資的事業】

道路、橋、公園、学校、公営住宅の建設など、社会資本の整備に要する事業のことで、普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されています。

※【地方債】(起債)

地方自治体が会計年度を超えて行う借入金のことです。地方債は、基本的に建設事業に対する経費のためにしか借り入れることができません。建設物は、後年度にわたって住民が利益を受けることができるので借り入れをし、長期にわたって毎年分割して返済していくことによって将来の世代も公平に建設経費の負担ができるようになります。

※【合併特例債】

合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10ヶ年度に限り、その財源として借り入れることができる地方債のことをいいます。

合併特例債によって充当できるのは対象事業費の概ね95%で、さらにその元利償還金の70%が普通交付税によって措置されます。

※【住民参加型市場(ミニ)公募債】

市民の行政に対する参加意識を高め、市の資金調達が多様化を図ることを目的とし、市民を対象に資金の使用目的を明らかにして市が債券(市債)を発行することです。

※【義務的経費】

地方自治体の経費のうち、支出が義務的で任意には削除できない経費のことです。歳出のうち、特に人件費、公債費(地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計)、扶助費(社会保障制度の一環として生活困窮者、障がいのある人等に対してその生活を維持するために支出される経費)の合計額を一般的に義務的経費といいます。

※【実質公債費比率】

地方公共団体の公債費による財政負担の度合いを判断する指標のことです。

平成18年度から起債が「許可制度」から「協議制度」に移行されたことに伴い、公債費に含まれる費用の範囲など見直しが行われました。実質公債費比率では、これまでの起債制限比率では含まれていなかった下水道・農業集落排水事業など「公営企業会計」などの公債費に充てるための繰出金なども実質的な公債費として算定します。



【財政調整基金の安定額確保】

64	推進項目	財政調整基金の確保				
	担当部署	企画財政課				
推進項目の概要	実施内容	平成18年度末における財政調整基金※の残高は、680,000千円あまりで減債基金※についても18,000千円と県下の市の中でも最低の額であり、このままでは、一時的な歳入不足や歳出に対応できない状況であるため、基金繰り入れに依存しない財務の体質強化を図り、計画的な基金積立を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	計画的に基金積立を行い、緊急な財政需要に柔軟に対応できる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基金積立の実施				実施 →	継続 →	
累計効果額(千円)						

※【財政調整基金】

突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために設置される基金のことです。

※【減債基金】

市債(借金)の償還(返済)の増加に備えるために設置される基金のことです。公債費(借金返済)が他の経費を圧迫するような場合には、減債基金を取り崩して公債費に充てます。

【市民にとって分かりやすい財政状況の公表】

65	推進項目	財政状況の公表				
	担当部署	企画財政課				
推進項目の概要	実施内容	市の財政状況(上・下半期執行状況、予算、決算)について、広報誌やホームページを通じて市民にわかりやすく公表する。また、行政評価の結果と併せて公開することについても検討を行っていく。				
	実施効果 (目標数値等)	広報誌やインターネット等で公表することにより、市民に厳しい市の財政状況を理解し、共通認識を持ってもらうことで、市民の市政に対する参画意識や協働意識の高揚が図れる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
財政状況の公表		実施 →		継続 →		
累計効果額(千円)						

【バランスシート及び行政コスト計算書の作成・公表】

66	推進項目	総合的な財政分析の実施				
	担当部署	企画財政課				
推進項目の概要	実施内容	新たな公会計制度の下で、平成21年度からバランスシート※など4表の作成及び「地方財政健全化法」により、4指標の公表が平成20年度(平成19年度決算)から義務づけられていることから、バランスシート及び行政コスト計算書※を作成し、公表します。				
	実施効果(目標数値等)	財政状況の公表に際して、より市民にわかりやすく公表していくためにバランスシート及び行政コスト計算書を作成する。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
バランスシートの作成・公表				検討 →	実施 →	継続 →
行政コスト計算書の作成・公表				検討 →	実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

※【バランスシート】

貸借対照表。一定の時点における財政状態を明確にするために、資産、負債、資本を一つの表に記載した報告書のことです。

※【行政コスト計算書】

基本的には、バランスシートに計上されないその年度限りで使用される費目である人件費、公債費利子、維持補修費等のほか、他団体への補助金等、さらには発生主義に基づいて計上される減価償却費、退職給与引当金などを把握した1年間の行政コストを示したもので、企業会計で使われる「損益計算書」に相当します。

■財源の確保の徹底

【使用料及び手数料の適正化・統一化】

67	推進項目	使用料及び手数料等の適正化・統一化				
	担当部署	総務課（行政改革推進室）・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	受益者負担の原則に基づき、受益と負担の公平性を確保するため、使用料・手数料等の受益者負担基準を策定し、基準に基づき使用料・手数料等の見直しを行うなど、適正化を進める。また、無料または減免※適用のものを含め、使用料・手数料等のあり方について抜本的な見直しと点検を行う。				
	実施効果 (目標数値等)	施設の使用料などについて、最低限の施設使用に係る料金の徴収の実施を行うことで、補助団体への無料による使用や減免団体(者)への基準を整理し、サービスを受ける市民と受けられない市民との間の不公平感が是正されるとともに、市民サービス全体の向上が図れる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
使用料・手数料等の受益者負担基準の策定					策定	
公共施設等使用料の見直しの検討・実施				検討	継続	実施
減免基準の見直しの検討・実施				検討	継続	実施
累計効果額(千円)						

※【減免】

市の税金や施設使用料などを、ある一定の条件により軽くしたり免除したりすることです。

【市有財産の有効活用と新たな財源の確保】

68	推進項目	市有財産の有効活用				
	担当部署	管財契約課				
推進項目の概要	実施内容	市有財産の適正な管理のため、庁内に検討委員会を設置し、遊休地等の調査を行う。平成18年度から市土地問題調整会議設置要綱を策定し、財産、特に土地の取得、管理及び処分を一元化し、遊休地や道路整備など公共事業のため取得した土地で利用予定のないものについては、道路計画等を早急に策定し、不要なものは売却や貸付等を行うなど有効活用を図る。				
	実施効果 (目標数値等)	市有財産の売却、貸付を行うことにより、財源の確保を図る。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
庁内検討委員会での検討・実施		検討・実施			継続	
市土地問題調整会議設置要綱の策定		策定				
累計効果額(千円)						

【市有財産の有効活用と新たな財源の確保】

69	推進項目	広報こなん、市のホームページへの有料広告掲載（募集）				
	担当部署	秘書広報課				
推進項目の概要	実施内容	平成17年度から市の財源確保と地域経済の活性化を目的として、市の公共物（広報こなん、市のホームページ）にそれぞれ枠数を設定し、1枠20,000円で有料広告を募集する。広告掲載の募集は、毎年度2月に次年度分の広告を募集し、年度途中において空きが生じた場合は、当年度の広告を随時募集する。				
	実施効果（目標数値等）	有料広告の掲載により、収入源を確保することができる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
有料広告掲載（募集）の継続		660	595	960	960	960
累計収入額（千円）		660	1,255	2,215	3,175	4,135

【企業誘致及び規制緩和などによる産業活性化による財源確保】

70	推進項目	都市計画マスタープランの策定				
	担当部署	都市計画課				
推進項目の概要	実施内容	総合計画及び国土利用計画※を上位計画として、これからのまちづくりの基本方針となる都市計画マスタープラン※を策定し、土地利用計画をはじめとするまちづくりの方針、都市計画に関する事業やルールの方針を定める。				
	実施効果（目標数値等）	戸建て住宅地や工業地、拠点となる市街地を計画的に整備し、まちの成長を支える計画的なまちづくりを進める。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
策定委員会の設置		設置	継続			
都市計画マスタープランの策定			検討	策定		
累計効果額（千円）						

※【国土利用計画】

国土利用計画法の基本理念に基づき、国・都道府県・市町村がそれぞれの区域で土地利用を図る上で、基本的に総合的な長期計画として定める計画です。  
行政上の「指針」としての役割を持っています。

※【都市計画マスタープラン】

都市計画法第18条の2に基づいて、市町村が住民の参加を得ながら、地域特性を踏まえて定める都市計画に関する基本方針のことです。

【収納対策の充実強化】

71	推進項目	未収金対策の強化				
	担当部署	会計課・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	1. 納税環境の整備(納税者の利便性の確保) ①夜間、休日納税窓口の開設 ②コンビニ収納の導入 2. 県との共同徴収の実施 3. 管理職による臨戸訪問の実施 4. 滞納者に対する差押処分等の法的措置が速やかに実施できるよう徴収体制の強化を図る。				
	実施効果 (目標数値等)	税務行政の根幹は、適正な課税と収納率の向上であり、滞納税額を減少させることで、納税秩序の維持と税の公平性の現実及び市財源の確保を図る。  収納率(H17年度 98.1% → H22年度 98.5% 0.4%の増)				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
休日、夜間の納税窓口の実施		→ 実施		→ 継続		
管理職による臨戸訪問の実施		→ 実施	→ 継続			
県との共同徴収の実施			→ 実施	→ 継続		
徴収体制強化の検討・実施				→ 実施	→ 継続	
コンビニ収納システムの構築・実施			→ 構築	→ 実施	→ 継続	
収納向上率(%)		98.1	98.2(+0.1)	98.3(+0.1)	98.4(+0.1)	98.5(+0.1)
収納向上額(千円)			8,300	16,600	24,900	33,200

■効率的な歳出

【各種事業の経費節減】

72	推進項目	情報インフラ整備				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	平成17年度から公共ネットワークの見直しに着手し、平成18年度には、新たな公共ネットワークの構築を行い、平成19年度から運用を開始する。				
	実施効果 (目標数値等)	従来までのネットワーク通信経費の大幅な削減を実現し、高速ネットワーク通信の拡大を図る。  既存ネットワークの通信費の削減および回線速度の増速 回線経費(▲26% ▲7,250千円/年間) 学校教育等において新たな授業内容の拡大				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ネットワーク再構築		構築 →	運用 → ▲ 7,250	継続 →		
累計効果額(千円)			▲ 7,250	▲ 14,500	▲ 21,750	▲ 29,000

【各種事業の経費節減】

73	推進項目	情報システム調達最適化				
	担当部署	総務課				
推進項目の概要	実施内容	平成18年度から庁内に情報システム検討委員会を設置し、システム内容・経費について検討を図る。また、平成20年度から委員会を見直し、新たな委員会に組織編成を行うことで、システム調達方式、詳細な仕様書の確認、業者との調整、維持管理などシステム調達全体の支援を行い、ライフサイクルコスト※(システムに掛かる生涯経費)の軽減と適正な調達を図る。				
	実施効果 (目標数値等)	システム調達全体を支援することにより、既存システムの有効活用、重複機能、過剰的なシステム機能の見直しを行うことにより、情報システム調達によるライフサイクルコストの削減につながる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
情報システム検討委員会の設置		設置・検討 →	継続 →			
調達方式等の見直しの検討				検討・実施 →	継続 →	
累計効果額(千円)						

※【ライフサイクルコスト】

プロジェクトの初めから終了まで(計画、施設の設計、建設に始まり維持管理、運営、事業終了まで)の全期間にわたって必要なコストのことです。

【ゼロベースでの各種補助金の抜本的な見直し】

74	推進項目	補助金等の整理合理化				
	担当部署	企画財政課・総務課（行政改革推進室）・関係各課				
推進項目の概要	実施内容	交付されている各種補助金の中には、使用内容や効果等が十分に検証されないまま交付されている補助金もあることから、行政の関与の必要性や経費負担のあり方、効果等を精査し、廃止、縮減、終期の設定、重点化の整理合理化を図る。また、補助金検討委員会を設置し、全庁的な補助基準を策定するなど計画的な補助金の抑制を図る。				
	実施効果 (目標数値等)	所期の目的を終えた補助金などについて、全庁的に整理合理化を行うことで、その財源を市民と協働によるまちづくりを進める上での真に補助が必要な事業に対して、重点的かつ効果的に財源を配分することができる。				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助金検討委員会の設置・検証					設置・検証	継続
補助基準の策定				検討	策定	
累計効果額(千円)						

【入札制度改革による競争性の拡大と公共工事のコスト縮減】

75	推進項目	入札・契約事務の適正化				
	担当部署	管財契約課				
推進項目の概要	実施内容	入札契約制度改革の効果の検証として、「価格及び品質を含めた競争性の確保に寄与しているか」、「不正行為の防止に効果的か」、「建設業の健全な発展に寄与しているか」など、多面的に検証を行っていく。また、一般競争入札や総合評価方式※のさらなる拡大、指名競争入札・随意契約の透明性を確立を図る。				
	実施効果 (目標数値等)	検証結果を踏まえて、入札・契約制度の継続的な改善を進め、価格のみではなくランニングコスト※も含めた最も価値の高い公共調達の実現を図る。  H19年度 一般競争入札の拡大(予定価格 3億円以上→1.5億円以上) H19年度 指名競争入札(受注希望型・公募型の実施)				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総合評価方式の導入			実施	継続		
一般競争入札の拡大		実施	継続			
累計効果額(千円)						

※【総合評価方式】

入札参加者が、施工方法等の技術提案と価格提案を一括して行い、工期・安全性など価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する方式のことです。

※【ランニングコスト】

建物や設備機器、システムなどを維持管理していくのに必要なコストのことです。

【入札制度改革による競争性の拡大と公共工事のコスト縮減】

76	推 進 項 目	公共工事のコスト縮減計画の策定				
	担 当 部 署	管財契約課・関係各課				
推進項目の概要	実 施 内 容	<p>厳しい財政事情の下、限られた予算の中で公共事業を着実に進めていくことが求められており、それを実現するためには、公共事業のプロセスを見直し、職員一人ひとりがコスト意識を持って取り組むことが不可欠である。良質な社会資本を適正な価格で整備するため、計画、設計、積算、入札契約、施工管理、検査・評価の各段階において制度の見直しを実施し、社会的ニーズに適応した事業の進め方の検討とコスト構造改革を実現し、公共工事のコスト縮減を図る。</p>				
	実 施 効 果 (目 標 数 値 等)	<p>事業の円滑な進捗を行うことに重点を置きながら工事コストの低減と工事の効率性の向上を図る。</p> <p>コスト削減率(10%~15%)</p>				
具体的な取組事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公共工事のコスト削減計画の策定・実施				検討 →	策定 →	実施 →
累計効果額(千円)						



## 7 事務事業の見直しにおける具体的計画（事業仕分け・地域事業組成 外部評価事業）

以下の計画は、平成19年度に実施した「事業仕分け・地域事業組成（外部評価）」での対象の事務事業であり、「第2章 No.24の事務事業の見直し」における具体的な計画として本行動計画において推進を図っていくこととします。

### 【事務事業の一覧】

(1) 有線放送電話事業補助金	.....	P63
(2) 東・西庁舎職員日直業務	.....	P63
(3) 職員の間人ドック検査受検に伴う助成事業	.....	P64
(4) 職員互助会補助事業	.....	P64
(5) ISO推進事業	.....	P65
(6) 区長会活動補助事業	.....	P65
(7) まちづくり市民活動補助事業(第2章 No.15に同掲載)	.....	P65
(8) 市有バス運行事業	.....	P66
(9) 公用車維持管理事業	.....	P66
(10) 東・西庁舎夜間警備業務委託事業	.....	P66
(11) 甲賀・湖南人権センター負担金	.....	P67
(12) 老人福祉医療費助成事業	.....	P67
(13) リサイクル推進活動奨励金事業	.....	P67
(14) コミュニティバス運行事業	.....	P68
(15) オウム活動対策補助金事業	.....	P68
(16) 防犯灯管理事業	.....	P69
(17) 福祉手当支給事業	.....	P69
(18) 平和祈念のつどい事業	.....	P70
(19) 在宅寝たきり老人等介護激励金支給事業	.....	P70
(20) 老人クラブ連合会補助金交付事業	.....	P70
(21) ひとり親家庭入学祝品給付事業	.....	P71
(22) 市立保育園管理運営事業(第3章 No.32に同掲載)	.....	P71
(23) 甲西駅前広場清掃作業委託他業務	.....	P71
(24) 公園管理事業	.....	P72
(25) 市営住宅維持管理事業	.....	P72
(26) 農業生産振興対策事業補助	.....	P73
(27) 伝統工芸会館管理事業	.....	P73
(28) 勤労青少年ホーム管理運営事業	.....	P73
(29) 女性センター管理運営事業	.....	P74
(30) 下水道管理業務(宅内排水設備検査)	.....	P74
(31) 学校給食事業	.....	P75

(32) 語学指導を行う外国青年招致事業	.....	P75
(33) 日本語初期指導教室事業	.....	P76
(34) 小中学校修学旅行補助金事業	.....	P76
(35) スポーツカーニバル委託事業	.....	P76
(36) 人権・同和教育推進協議会事業補助	.....	P77
(37) 公民館管理運営事業	.....	P77
(38) 市立図書館管理運営事業	.....	P78
(39) 自動車臨時運行許可業務	.....	P78

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(1)	事業名	有線放送電話事業補助金				
	担当部署	秘書広報課				
概要・方針等	事業概要	有線放送により、行政情報などの提供を行うため、一戸あたり500円の運営補助金を交付。 「放送内容」・・・市主催のイベント、講座などのお知らせ、お悔やみ、選挙速報、事業者独自取材情報など。				
	取組・推進方法	市も加入率の低さは十分認識しているものの、現在、加入者もいることから補助金を廃止した場合の加入者が他の情報媒体に速やかに切り換えることができるかなどについて十分な検討を図る。 補助金を廃止した場合の放送委託料の新たな発生についても甲賀市、事業者と協議を進める。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
加入状況等の検討				実施 →	継続 →	
関係機関との協議				実施 →	継続 →	
累計効果額(千円)						

(2)	事業名	東・西庁舎職員日直業務				
	担当部署	総務課				
概要・方針等	事業概要	週休日及び休日に庁舎の取り締まり、住民サービスを提供するため、8時30分から17時15分までを東庁舎と西庁舎で職員2名体制により、日直業務を行う。				
	取組・推進方法	どちらか一方の庁舎での日直業務を廃止することは、両庁舎での多種にわたる事務や市民の利便性、ニーズを十分に加味した上で検討を図る。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
東西庁舎の一方の日直業務廃止					検討 →	検討・実施 →
累計効果額(千円)						

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(3)	事業名	職員の間ドック検査受検に伴う助成事業				
	担当部署	総務課				
概要・方針等	事業概要	特別職(市四役)及び市職員の内、満年齢40歳以上の職員で予算の範囲内で助成しており、定員以上の場合は初受検者を優先とする。助成期間は1年間で1人1回を限度とし、2万円を限度とする。人間ドックに対する補助で脳ドックは対象としない。				
	取組・推進方法	平成19年度で検討、平成20年度から廃止する。 H19年度 300千円 H20年度 廃止 ▲300千円				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
助成事業の廃止			検討 →	実施 → ▲ 300		
累計効果額(千円)				▲ 300	▲ 600	▲ 900

(4)	事業名	職員互助会補助事業				
	担当部署	総務課				
概要・方針等	事業概要	旧石部町及び旧甲西町で職員互助会が設立された時からの事業であり、事業費の一部として補助金を支出することとしている。				
	取組・推進方法	平成20年度から段階的に縮小を図る。 H19年度 2,750千円 H20年度 1,500千円 ▲1,250千円 H21年度 1,000千円 ▲500千円				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
補助事業の縮小			検討 →	実施 → ▲ 1,250	継続 → ▲ 500	
累計効果額(千円)				▲ 1,250	▲ 3,000	▲ 4,750

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(5)	事業名	ISO推進事業				
	担当部署	総務課（行政改革推進室）				
概要・方針等	事業概要	ISO9001の認証継続と業務のマニュアル改訂を徹底し、市民サービスの向上を図る。				
	取組・推進方法	<p>平成20年度から、ISO9001 で培った市の基本的な業務の手順や主要事業の進捗管理と行政評価システムを統合した形での新たな独自運用のシステムとして統合型経営マネジメントシステムを試行的に導入を進める。</p> <p>また、ISO9001 については、本年11月をもって認証を返還することとし、平成20年度から独自運用のシステムへの移行を行う。</p> <p>H20年度 更新審査料(2年毎) ▲2,000千円 H21年度 定期審査料(毎年) ▲1,000千円</p>				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
統合型経営マネジメントシステムの導入			検討	試行 ▲ 2,000	導入 ▲ 1,000	継続
累計効果額(千円)				▲ 2,000	▲ 3,000	▲ 4,000

(6)	事業名	区長会活動補助事業				
	担当部署	まちづくり推進課				
概要・方針等	事業概要	学区単位の新たな住民自治組織「まちづくり協議会」の設立を目指した研究や研修、また、住民自治の根幹をなす区、自治会の組織及び加入促進の研究や運動に対する補助事業。				
	取組・推進方法	市行政と市民との協働を進める上で、区長会と行政の連携は必要不可欠であり、区長会活動の活性化が住民自治の活性化につながるものであると認識しています。しかしながら、区長会事業の内容や予算についても検証を行うことは必要であり、区長会活動についてのPRも図る。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
区長会事業の検証・検討				検証	検討	検討・実施
累計効果額(千円)						

(7)	事業名	まちづくり市民活動補助事業(第2章 No.15に同掲載)				
	担当部署	まちづくり推進課				

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(8)	事業名	市有バス運行事業				
	担当部署	管財契約課				
概要・方針等	事業概要	旧町で使用していた所有バスを合併後も引き継ぎ、車両検査切れに伴い、リース契約に切り替え、現在2台で運行しており、市関係事業及び会議、研修等の出席において使用している。				
	取組・推進方法	平成20年度から、段階的に使用規程に沿った使用であるかを厳格に行うことでの使用目的による制限を図った上で、各種団体が使用する場合の受益者負担を求めることについても検討を図る。 また現在、使用しているバス(リース)が使用できなくなった時点で、貸切バスの運行などへ切り替えていくことについても検討を図る。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
使用制限・受益者負担				→ 検討 →	→ 検討・実施 →	→ 継続 →
累計効果額(千円)						

(9)	事業名	公用車維持管理事業				
	担当部署	管財契約課				
概要・方針等	事業概要	業務に必要な公用車126台(内リース23台)の維持管理。				
	取組・推進方法	公用車の削減計画として数値目標を設定し、取り組む。また、管理体制についても課ごとの管理から部ごとの管理に体制を変えられるよう検討を進める。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
段階的な削減計画の実施				→ 検討 →	→ 方針決定 →	→ 実施 →
管理体制の見直し				→ 検討 →	→ 継続 →	→ 実施 →
累計効果額(千円)						

(10)	事業名	東・西庁舎夜間警備業務委託事業				
	担当部署	管財契約課				
概要・方針等	事業概要	東・西庁舎の夜間警備で、庁内外巡回、出入口の施錠及び開錠、届出書の受付・保管、電話・来庁者の対応や確認、緊急事態・非常災害の通報、文書收受、金品等の保管、日誌の記入等の業務を行う。				
	取組・推進方法	東西の庁舎の一方を廃止することは、多種にわたる事務や市民の利便性、ニーズを十分に加味した上で検討を図る。 また、シルバー人材センター等への委託については、他市の事例も調査した上で検討を行う。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
東西庁舎の一方の警備業務廃止				→ 検討 →	→ 検討・実施 →	→ 継続 →
民間委託の見直し				→ 検討 →	→ 検討・実施 →	→ 継続 →
累計効果額(千円)						

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(11)	事業名	甲賀・湖南人権センター負担金				
	担当部署	人権政策課				
概要・方針等	事業概要	7年前に旧甲賀郡の7町が運営補助を行い、甲賀郡のあらゆる人権問題の解決に向けて、啓発・研修・相談・情報の収集提供及び調査研究業務を行い、一定の成果を収めている。				
	取組・推進方法	人権センターは、当初から利益を出さない社団法人として設立しているが、今後は受益者に負担を求めることや会員を増やす方策を立てるなど効率的な事業内容を検討する。また、方向性や事業のあり方を模索・検討していくことも必要と考える。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
効率的な事業内容の検討(申し入れ)				実施	継続	
累計効果額(千円)						

(12)	事業名	老人福祉医療費助成事業				
	担当部署	保険年金課				
概要・方針等	事業概要	市の単独による医療費の助成で、68歳・69歳の年齢層における医療費の一部を健康保険等の自己負担額(3割)から「高齢者の医療の確保に関する法律」で定められた一部負担金(1割)を控除した額(2割)を助成する事業。				
	取組・推進方法	県の財政構造改革プログラムによる市の負担の増加や福祉医療全般について、これからの国や県の動向を踏まえた上で、内容などの検討を図っていく。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
助成内容の見直し				検討	検討・実施	継続
累計効果額(千円)						

(13)	事業名	リサイクル推進活動奨励金事業				
	担当部署	環境課				
概要・方針等	事業概要	ごみ減量化やリサイクルを市民自ら実践する活動に支援を行い、市民のごみ問題に対する意識の高揚を図るために実施。交付の対象としては、市内の区、地域住民で構成する婦人会、子ども会、老人会、PTA等。				
	取組・推進方法	平成20年度において、地域団体等の活動により市の回収経費も軽減されていることも考慮しながら、費用対効果、相乗作用による間接的な効果、リサイクル活動の内容を調査した上で、廃止・拡充等の両側面から検討を図っていく。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業内容の見直し				検証	検討・実施	継続
累計効果額(千円)						

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(14)	事業名	コミュニティバス運行事業				
	担当部署	安心安全課				
概要・方針等	事業概要	合併前に旧町ごとにコミュニティバスを運行しており、現在、湖南市として運行している。				
	取組・推進方法	<p>車内広告については、平成20年度から広告募集を行う。</p> <p>路線毎の運行計画を利用状況や周辺の運行経路との連絡調整を行いながら、効率的な運行が図れるよう「コミュニティバス運行を考える市民会議」において検討する。また、利用者が減少している路線についても代行運行などの検討を進める。</p> <p>民間事業者については、今後、複数業者による競争も含めた検討を行っていく。</p>				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
車内広告の募集			→ 検討	→ 実施	→ 継続	
効率的な運行の実施				→ 検討	→ 検討・実施	→ 継続
民間事業者の選定				→ 検討	→ 検討・実施	→ 継続
累計効果額(千円)						

(15)	事業名	オウム活動対策補助金事業				
	担当部署	安心安全課				
概要・方針等	事業概要	平成11年4月1日に環境整備オウム真理教対策委員会を設置し、デモ行進、立て看板等の設置を行い、同年5月にオウム真理教対策関係市町村連絡会に加入し、同年から関係市町村との情報交換や統一的な運動への負担金、地元対策委員会の活動に対しての補助金として支出している。				
	取組・推進方法	事業仕分け（外部評価）において、目的は達成したことから補助金としての支出は不要であるとの意見もあったが、依然、本市にオウムの活動拠点があり、退去という最大の目的は達成されていないことから地元との連携を強化し、目的を達成するために取り組む。今後も事業は継続していくが、内容等については検討を図っていく。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業内容の見直し				→ 検討	→ 検討・実施	→ 継続
累計効果額(千円)						

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(16)	事業名	防犯灯管理事業				
	担当部署	安心安全課				
概要・方針等	事業概要	市内の幹線道路沿いの防犯灯の管理であり、具体的な内容は、電気代の支払い、器具の不良による修繕(業者への依頼)、防犯灯の新設を行う。				
	取組・推進方法	<p>市が管理している防犯灯と街路灯について管理を一元化することにより、修繕発注の一本化などによる経費の削減も見込めることから、管理窓口の一本化の検討を平成21年度に行う。</p> <p>自治会管理の防犯灯については、平成20年度から防犯灯の台帳整備を行う。</p> <p>すべての防犯灯を地域で負担して頂くことについては、地域の負担が大きく、早急な実施は困難であることから、平成24年度を1つの区切りとして段階的に行っていく。</p>				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
管理窓口の一本化					検討 →	実施 →
防犯灯の台帳整備				実施 →	継続 →	
事業内容の見直し				検討 →	段階的实施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

(17)	事業名	福祉手当支給事業				
	担当部署	社会福祉課				
概要・方針等	事業概要	市民税非課税世帯で毎年10月1日現在で、市内に1年以上住所を有する在宅の障がい者(身障手帳1～3級、療育手帳、精神保健福祉手帳保持者)、母子父子家庭(18歳までの児童を看護している)の保護者に対して、対象者1人につき年額2万円(母子父子家庭の第2子以降については1人につき5千円の加算)を支給する。				
	取組・推進方法	本事業は、福祉医療費助成制度の個人負担額が増加することで、福祉手当支給対象者はすべて影響を受けることにも十分配慮しながら、事業内容の調査・研究を行い、一律同額支給や支給事業の必要性なども含めた方針を見いだすこととする。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業方針の決定				検討 →	実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						



【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(18)	事業名	平和祈念のつどい事業				
	担当部署	社会福祉課				
概要・方針等	事業概要	戦没者の遺族等に参加を呼びかけ、戦没者追悼式、戦争体験講演会、平和学習展示（中学生のレポート）を実施する。				
	取組・推進方法	本事業は、戦没者の方々が命を賭して示された悲慘な戦争の史実と教訓を風化させることなく、後世に語り継いでいくとともに、深く心に刻み、戦争のない平和な世の中を未来永劫、実現していくことを目的とし継続してきた事業である。事業仕分け（外部評価）での形を変えて効果的な事業として進めるといふ部分については、事業のあり方を関係者と十分な調整を図っていく。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業のあり方の見直し				検討 →	実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

(19)	事業名	在宅寝たきり老人等介護激励金支給事業				
	担当部署	高齢福祉介護課				
概要・方針等	事業概要	市内に住所を有する寝たきり老人等（長期にわたり臥床または認知症により、常に介護を必要とする状態の者）を在宅で常時介護し、その者と生計を同じとしている介護者に月額5,000円を支給する。 なお、支給対象は月に1日以上介護している者とする。				
	取組・推進方法	本事業は、県制度の廃止により現在は市のみで支給しており、介護者の方々が精神的にも肉体的にも多大な労力を費やされていることへの激励となる必要な事業である。 今後は、事業仕分け（外部評価）の意見にもあった支給条件の見直しなども考慮しながら、効率的な事業となるよう検討を図る。  支給対象 H20年12月から → 月に10日以上介護している者				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業内容等の見直し				検討・実施 →	継続 →	
累計効果額(千円)						

(20)	事業名	老人クラブ連合会補助金交付事業				
	担当部署	高齢福祉介護課				
概要・方針等	事業概要	合併後、旧両町の老人クラブ連合会において、老人クラブ連合会の統一化が実施され、平成18年度から老人クラブの活動の単位老人クラブ活動、老人クラブ連合会活動、老人クラブ創造推進員設置の経費に補助金の交付を実施。				
	取組・推進方法	様々な活動を展開されている活動内容について、社会的内容を高め、老人クラブとして高齢者の方々が生きがいを感じながら活動ができるよう検討を図っていく。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業内容等の見直し				検討 →	検討・実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(21)	事業名	ひとり親家庭入学祝品給付事業				
	担当部署	子育て支援課				
概要・方針等	事業概要	平成16年10月から統一的に実施しており、小学校入学児童1人あたり7,000円、中学校入学児童1人あたり10,000円相当の祝品を支給。				
	取組・推進方法	<p>本事業で支給する図書カードの目的は、進学における児童・生徒の学問への取り組みや学力向上の支援のために図書を購入することを目的としている。</p> <p>今後は、事業仕分け（外部評価）の意見が反映できるように祝品の金額について検討する。</p> <p>祝品支給額 H21年度から 小学校 7,000円 → 5,000円 中学校 10,000円 → 8,000円</p>				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業内容等の見直し				検討 →	実施 → ▲ 162	継続 →
累計効果額(千円)					▲ 162	▲ 324

(22)	事業名	市立保育園管理運営事業(第3章 No.32に同掲載)			
	担当部署	子育て支援課			

(23)	事業名	甲西駅前広場清掃作業委託他業務				
	担当部署	建設課				
概要・方針等	事業概要	甲西駅前広場、トイレ(2ヶ所)の清掃、トイレ浄化槽の清掃管理。				
	取組・推進方法	<p>現在、甲西駅前の広場について清掃作業などの業務を委託しているが、駅前には駐輪場・駐車場(整備中を含む)・トイレがあり、各々管轄する所管課が異なることから包括的な管理形態となるよう検討を図る。</p> <p>駐車場の有料化を行い、維持管理や料金徴収も含めた形での民間委託または指定管理者制度の導入についても検討を図っていく。</p>				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
管理形態の一本化				検討 →	検討・実施 →	継続 →
駅前駐車場の有料化				実施 →	継続 →	
民間委託・指定管理者制度の導入				検討 →	検討・実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(24)	事業名	公園管理事業				
	担当部署	都市計画課				
概要・方針等	事業概要	市内23ヶ所の都市公園及び地域ふれあい公園164ヶ所の管理業務。				
	取組・推進方法	<p>開発に係る公園設置については、設置の条件内容をできる限り譲渡後の維持管理が最小限に行えるような検討を図る。</p> <p>都市公園については、指定管理者による管理施設と直営管理施設があり、各々の施設の目的や特質を考慮した中での効率的な公園のあり方を検討する。</p>				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公園設置の条件内容の見直し				検討 →	継続 →	実施 →
公園のあり方見直し				検討 →	継続 →	実施 →
累計効果額(千円)						

(25)	事業名	市営住宅維持管理事業				
	担当部署	住宅課				
概要・方針等	事業概要	市営住宅(11団地、310戸)の維持管理。				
	取組・推進方法	<p>市内の市営住宅は、年々老朽化による修繕や入居者への対応など多様化しており、平成20年度に市営住宅運営審議会とも十分な協議を図りながら策定する「市営住宅整備計画」の中で検討し、計画的な建て替え、修繕・用途廃止を進めていく。</p> <p>今後、真に市営住宅に入居が必要な方についての精査、入居基準の検討も進め、既に実施している滞納対策についてもさらに住宅の明け渡し請求を求めて提訴するなど市営住宅の健全化に取り組む。</p>				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市営住宅整備計画の策定			検討 →	実施 →		
建て替え、修繕・用途廃止の実施				検討 →	実施 →	継続 →
入居基準の見直し				検討 →	実施 →	継続 →
滞納対策の強化		実施 →		継続 →		
累計効果額(千円)						

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(26)	事業名	農業生産振興対策事業補助				
	担当部署	産業振興課				
概要・方針等	事業概要	組織の機能強化、管理運営の改善等のソフト事業に上限10万円を補助する。また、特色ある米づくり、環境と調和した農業、地域特産物の生産、加工、販売のための機械整備導入等のハード事業に上限30万円を補助する。				
	取組・推進方法	本事業として対象となる認定農業者は4割以上の農家であり、今後、4割未満の農家についても農地を保全する観点から認定農業者となれるような支援策についても検討を図る。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業内容の見直し				検討 →	検討・実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

(27)	事業名	伝統工芸会館管理事業				
	担当部署	産業振興課				
概要・方針等	事業概要	市の伝統工芸(陶器・近江下田焼きや近江木綿正藍染)の普及を図るため、伝統工芸等の展示および紹介、伝統工芸の継承・普及・下田焼きなどの「ろくろ」及び絵付け体験指導、正藍染め絞り体験作品展などを実施。				
	取組・推進方法	市としての伝統工芸である下田焼きの保存振興を図ることは大変重要なことであり、平成20年度から後継者づくりのための支援、観光施策としての下田焼きの普及PR、販路の拡大などについて検討し、支援を図っていく。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
後継者づくりの支援				検討 →	検討・実施 →	継続 →
普及PR、販路拡大の取り組み				検討 →	検討・実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

(28)	事業名	勤労青少年ホーム管理運営事業				
	担当部署	産業振興課				
概要・方針等	事業概要	勤労青少年福祉法の規定に基づき、各種講座等の開催、サークル活動の支援、各種団体への貸館を実施している。				
	取組・推進方法	施設の初期の目的としては、一定の達成が図れたものであると考えられるが、用途変更による利用形態を変えることなどについては、多種にわたる事業を展開し、利用者もあることから慎重に研究を重ねていく。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業内容の見直し				検討 →	検討・実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(29)	事業名	女性センター管理運営事業				
	担当部署	産業振興課				
概要・方針等	事業概要	昭和58年に「働く婦人の家」として、旧石部町、旧甲西町、旧水口町の勤労女性の福祉増進を目的に設置しており、子育てリフレッシュ、パソコン教室、医療事務講座、調剤事務講座を実施している。				
	取組・推進方法	女性センターとして、現在、実施している一時託児所としての充実と今後、働く女性への支援という観点から、子育て支援事業や食育事業のような他課にまたがる事業も含めた形での女性サポート事業として展開できるよう研究を行っていく。 施設の運営についても今後、地域のNPOや地元企業などと連携を図りながら様々な事業について提案・取り組みができるよう進める。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
女性サポート事業としての研究				検討 →	検討・実施 →	継続 →
施設運営の見直し				検討 →	検討・実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

(30)	事業名	下水道管理業務（宅内配水設備検査）				
	担当部署	上下水道課				
概要・方針等	事業概要	下水道の宅内配水設備の申請書を職員が審査し、検査を行っており、下水道管理の業務の見直し(マンホール周辺の補修管理等)を行うため、宅内配水設備の委託化を図る。				
	取組・推進方法	平成20年度において、下水道における「宅内配水検査」と上水道における「給水検査」の業務内容や状況、課題について調査、研究を行い、一定の課題等について整理をした後、民間委託について検討を行う。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
業務内容の調査、研究				調査・研究 →	継続 →	
民間委託の実施					検討 →	検討・実施 →
累計効果額(千円)						

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(31)	事業名	学校給食事業				
	担当部署	教育総務課				
概要・方針等	事業概要	<p>自校方式は、旧石部町の石部小学校、南小学校、石部中学校において、学校に調理場を設置し、給食を提供している。</p> <p>共同調理場方式は、旧甲西町に給食センターが設置されており、小学校7校、中学校3校、幼稚園1園に対して給食を調理し、配送している。</p>				
	取組・推進方法	<p>自校方式は、老朽化に伴う修繕や運営面でのコストも高つくことから、今後、給食センターへの統一化や自校方式の中での低コストで良質のサービスが図れるよう、平成20年度から再度、民間委託や人材派遣について他市事例も調査し、研究を進める。</p> <p>共同調理場方式は、自校方式が一定の整理をした段階で給食センターの運営等について検討を図る。</p>				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
自校方式のあり方の見直し				調査・研究	検討・実施	継続
共同調理場方式のあり方の見直し					検討	検討・実施
累計効果額(千円)						

(32)	事業名	語学指導を行う外国青年招致事業				
	担当部署	学校教育課				
概要・方針等	事業概要	<p>地方自治体の国際化対応策の一つとして、総務省・文部科学省及び外務省の協力のもとに実施された事業で、地方公共団体が外国青年を招致する事業であり、市内4中学校で外国語教育のため2名配置している。</p>				
	取組・推進方法	<p>本事業は開始当初、県からのJET※事業としてJETからの派遣2名をALT※として雇用していたが、指導内容についての相違点やトラブルも多いことから、平成19年度に1名を民間派遣会社に移行し、平成20年度に残る1名も民間派遣会社へ移行する。また、地域の中で語学指導のできる方などの活用についても検討を図る。</p> <p>小学校の高学年にも平成21年度から外国語が教科として位置づけられるため、小中学校全体でALTを配置できるように検討も図っていく。</p>				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ALTの見直し			実施	継続		
地域の人材活用				検討	検討・実施	継続
ALT配置の充実				検討	検討・実施	継続
累計効果額(千円)						

※JET(The Japan Exchange and Teachingの略)

JET事業(JETプログラム)は、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下に実施する事業のことで。

※ALT(Assistant Language Teacherの略)

教育委員会や学校で、外国語担当指導主事または外国語担当教員等の助手として職務に従事する、外国人青年の外国語指導助手のことです。ALTを招致しているのはJETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)であり「外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を図ることを通じ、我が国と諸外国との相互理解の推進と、我が国の地域の国際化の推進に資すること」を目的としています。

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(33)	事業名	日本語初期指導教室事業				
	担当部署	学校教育課				
概要・方針等	事業概要	市内の小中学校に在籍している外国籍児童生徒のうち、特に学校生活に馴染みにくい生徒について、学校と同じようにカリキュラムを編成し、一定期間通級する事業。				
	取組・推進方法	事業内容等の検証については、開設してまだ1年も経過しておらず、今後、企業やNPOなどの受け皿ができ、事業の定着化が図れた段階で検証する。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業内容等の検証					実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

(34)	事業名	小中学校修学旅行補助金事業				
	担当部署	学校教育課				
概要・方針等	事業概要	旧両町で実施し、合併後も継続して実施しており、保護者の負担を軽減するため、一定額を補助する事業。				
	取組・推進方法	業務内容については、学校によって旅行先が異なり、保護者の負担額も異なることから、一定の基準を定めることも検討し、また、意見にもありましたように補助金ではなく、一律としてバス代を体験学習費として支出することも検討していく。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業内容の見直し				検討 →	検討・実施 →	継続 →
累計効果額(千円)						

(35)	事業名	スポーツカーニバル委託事業				
	担当部署	生涯学習課				
概要・方針等	事業概要	旧石部町の町民運動会と旧甲西町のスポーツカーニバルを合併後一つにし、湖南省スポーツカーニバルとして開催しており、競技志向の大会ではなく、より多くの市民が参加しやすいようにレクリエーション志向の大会としている。				
	取組・推進方法	近年、各自治会において秋の各種イベント等の多い時期での開催や大会種目の内容等について、カーニバルへの参加者を集めることに苦慮されている部分もあり、平成20年度は延期実施を行わない方向で検討を進める。 また、大会のあり方について体育協会の常任理事会等で、競技的要素・生涯スポーツ的要素のどちらに参加者のニーズがあるのかなど検討を図る。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業のあり方の見直し				検討・実施 →	継続 →	
累計効果額(千円)						

【事業仕分け・地域事業組成作業による外部評価事業】

(36)	事業名	人権・同和教育推進協議会事業補助				
	担当部署	人権教育課				
概要・方針等	事業概要	合併時に市の人権・同和教育推進協議会を設置し、活動に対して事業補助を行う。				
	取組・推進方法	本事業は、地区別懇談会や課題別部会での活動を行う民間主体（任意団体）の自立した組織として、また、学校・地域・行政をつなぐ重要な組織として設置しており、本補助金は組織が持続的な活動を行っていく上で必要な支援であると考え。事業仕分け（外部評価）でも人権教育の重要性を指摘する意見も多くあり、事業については継続するが、運営内容について今後、見直しを図っていく。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業の運営内容の見直し				検討	検討・実施	継続
累計効果額(千円)						

(37)	事業名	公民館管理運営事業				
	担当部署	中央公民館				
概要・方針等	事業概要	市の9の公民館では、地域に根ざした講座・学習を中心に事業を展開し、全公民館の事業数としては、講座・学習・子ども向け単独事業を含むと17講座、学習で109回の事業を実施。				
	取組・推進方法	公民館は地域コミュニティの拠点施設として、地域にとって重要な施設であるが、管理方法については直営管理以外に公益法人や地域団体等への指定管理者制度の導入や民間化への検討を図っていく。 また、公民館事業についても「まちづくり協議会」を中心に地域と協働で運営等が図れるよう検討を行っていく。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指定管理者制度の導入・民間化				検討	検討・実施	継続
運営事業の効率的な見直し				検討	検討・実施	継続
累計効果額(千円)						



(38)	事業名	市立図書館管理運営事業				
	担当部署	図書館				
概要・方針等	事業概要	図書館法第3条に基づく図書館奉仕業務として、貸出業務、調査・研究のレファレンス業務等の情報提供、学校図書館との連携、全域サービスとしての移動図書館業務、障がい者サービスの充実、まちづくりに貢献する文化活動としての多彩な集会事業を実施している。				
	取組・推進方法	<p>2つの図書館のうち、甲西図書館については、施設の規模・蔵書の構成から、中央館と位置づけて貸出やレファレンス（調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供）、集会事業を中心に運営を図り、石部図書館は地域館として最低限の基本的な機能のみとした活動（図書館の貸出と新聞雑誌等の閲覧、相談業務のみとし、集会行事は子どものお話し会以外は廃止。）に限定した運営とする。</p> <p>集会事業については、事業の見直しを行い、利用者・参加者の少ないものとコストに見合う成果の少ないもの・時代的役割と使命がなくなりつつあるものは、見直しを図っていく。</p> <p>利用者アンケート・来館者調査などを計画し、行政評価の一環として図書館評価を検討していく。</p>				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
図書館機能の見直し				検討・実施	継続	
集会事業の見直し				検討・実施	継続	
利用者アンケート・来館者調査等の実施				検討	検討・実施	継続
累計効果額(千円)						

(39)	推進項目	自動車臨時運行許可業務				
	担当部署	市民生活課				
推進項目の概要	事業概要	合併後、東庁舎の市民課と西庁舎の市民生活課で事務を行っており、事務内容は、車検切れの車等が検査のために運行する車両の許可制度。				
	取組・推進方法	利用者の状況や利用者の利便性、ニーズを最優先に考えながら、他の両庁舎で行っている事業も含めて検討する。				
具体的な取組・推進事項		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
計画策定の見直しの実施				検討		実施
累計効果額(千円)						

◆集中改革プランとの対応

国が示す新地方行革指針により公表が求められています集中改革プランについては、市では平成18年3月に策定いたしました。平成19年8月に行政改革大綱を策定し、大綱に沿った具体的な推進項目を明記した本行動計画に集中改革プランの必要項目を網羅しているため、湖南省行政改革行動計画を集中改革プラン改訂版として策定・公表することとします。

行政改革行動計画の推進項目と集中改革プランの項目との関連性を明確にするため、集中改革プランの項目に従い、次のとおり整理します。

集中改革プラン項目	対応する推進項目
事務事業の再編・整理、廃止・統合	24 事務事業の見直し 25 下水道整備計画の見直し 26 道路整備計画の作成 27 総合型組織機構の整備 28 グループ制の活用 29 行政評価システム（統合型経営マネジメントシステム）の導入 30 外部評価制度の導入 32 民間活力を活用した幼保一体化の推進 33 公の施設の効率的・効果的な運営の推進 36 公共施設のあり方の見直し
民間委託等の推進 (指定管理者制度の活用を含む。)	34 指定管理者制度の積極的な活用 35 民間アウトソーシングの実施
定員管理の適正化	50 定員の計画的な削減 51 民間からの人材確保 52 任期付職員採用制度の導入
手当の総点検をはじめとする給与の適正化 (給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)	53 給与の適正化 54 特殊勤務手当の見直し
第三セクターの見直し	37 外郭団体等の見直し
経費節減等の財政効果	58 部局枠予算編成の実施 59 中期財政計画の策定と推進 60 経常収支比率の低減 61 上水道事業の経営健全化 62 下水道事業の経営健全化 63 公債費の抑制 64 財政調整基金の確保 66 総合的な財政分析の実施 67 使用料及び手数料等の適正化・統一化 68 市有財産の有効活用 69 広報こなん、市のホームページへの有料広告掲載（募集） 71 未収金対策の強化 72 情報インフラ整備 73 情報システム調達の適正化 74 補助金等の整理合理化 75 入札・契約事務の適正化 76 公共工事のコスト縮減計画の策定

集中改革プラン項目	対応する推進項目
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 メール配信サービスの利用促進と効果的な活用</li> <li>2 パブリックコメント制度の実施</li> <li>3 ホームページの充実</li> <li>4 市役所出前講座の実施</li> <li>5 住民情報システムのセキュリティ対策</li> <li>6 審議会等の公開による透明性の向上</li> <li>7 市民参画の推進</li> <li>8 自治基本条例の制定</li> <li>9 職員研修による協働意識の向上</li> <li>10 市民協働促進プラン（仮称）の策定</li> <li>11 まちづくり協議会の設置</li> <li>12 地域まちづくり交付金制度の創設</li> <li>13 まちづくりフォーラムの実施</li> <li>14 地域活動リーダーの養成</li> <li>15 まちづくり市民活動補助事業の継続</li> <li>16 まちづくり市民活動拠点の整備</li> <li>17 戸籍データの電算化</li> <li>18 各種証明書を発行する自動交付機の導入</li> <li>19 外国人への通訳者の配置</li> <li>20 市役所のユニバーサルデザイン化</li> <li>21 窓口対応研修の実施</li> <li>22 相談窓口や申請交付におけるワンストップサービスの実現</li> <li>23 地域情報化計画の策定</li> <li>31 目標管理手法の活用</li> <li>38 人材育成基本方針の策定</li> <li>39 人材育成の推進</li> <li>40 政策形成能力の向上</li> <li>41 自主政策研究活動の支援</li> <li>42 国・県等への職員の派遣</li> <li>43 民間への職員派遣</li> <li>44 外部からの職員受け入れ</li> <li>45 職員公益通報制度の創設</li> <li>46 職員の交通事故防止対策の強化</li> <li>47 法令遵守チェック体制の強化</li> <li>48 職員の健康管理の推進</li> <li>49 メンタルヘルス対策の推進</li> <li>55 若手登用制度の構築</li> <li>56 人事評価制度の導入</li> <li>57 部局人事の推進</li> <li>65 財政状況の公表</li> <li>70 都市計画マスタープランの策定</li> </ul>